

小学校における教育相談体制づくり —セカンドステージ／モデル開発—

奈良市立二名小学校養護教諭 中村 千佳子	Nakamura Chikako	教育相談係長 北口 嘉憲	Kitaguchi Yoshinori
大和高田市立浮孔小学校養護教諭 松田 恵子	Matsuda Keiko	指導主事 福西 友子	Fukunishi Tomoko
下市町立下市小学校養護教諭 前垣 基誉子	Maegaki Kiyoko	指導主事 應武 博之	Otake Hiroyuki

要　　旨

不登校やいじめ等、生徒指導上の諸問題が多様化する中、個々の児童生徒へ適切な支援を行うためには、各校における教育相談体制の整備が必須である。

本研究は、2年間に渡っての小学校における教育相談体制の在り方の検討から、県内小学校の参考となる学校教育相談体制を提示する。平成26年度は学校教育相談体制づくりを進める上での課題を抽出し、その課題を解決するための具体的方策を示した。平成27年度はその具体的方策に基づいて取組を進め、その過程と成果から小学校における教育相談体制構築に向けての有効なモデルを開発した。

キーワード： 不登校、学校教育相談コーディネーター、情報共有、ケース会議、職員研修、ストレスマネジメント

1 はじめに

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」（文部科学省）によれば、小学校における不登校児童は平成24年度以降全国的に増加している。さらに、奈良県においては、1000人あたりの不登校児童数が平成24年度は全国で3位、平成25年度は1位、平成26年度は8位となっており、小学校における不登校問題は本県の教育課題の一つである。このことから、小学校において不登校等に対応する学校教育相談体制（以下「教育相談体制」という。）の構築が急務であると考えるが、小学校では学級数に対する教職員数が中学校や高等学校に比べて少なく、学校教育相談コーディネーター（以下「教育相談コーディネーター」という。）の位置付けや教育相談担当分掌の設置が難しい状況にある。

そこで、平成26年度と平成27年度は小学校の教育相談体制に焦点を当て研究を行った。1年目の平成26年度は、小学校における教育相談体制づくりの実態を把握するために、県内全ての公立小学校に対してアンケート調査を行った。アンケートからは、小学校における教育相談体制づくりの必要性についての意識が高まりつつあることが分かった。その一方で、不登校等、配慮をする児童に対し、正しく見立てを行い、教職員の共通理解の下、適切に対応するための教育相談体制の整備が不十分であることも明らかになった。

そこで、小学校の学校規模や地域の実態に関わらず、教育相談体制づくりを進める上で必要と

なる課題について、アンケート調査結果を踏まえ共通課題5項目を抽出した（表1）。その共通課題5項目に基づき本研究指定研究員の所属する学校（以下「所属校」という。）それぞれにおいて現状と課題を検討し、その課題解決のための具体的方策を策定した。

平成27年度の研究では、その具体的方策に基づく実践を通して、それぞれの所属校において教育相談体制を構築する過程をまとめ、その成果をモデルとして示すことにした。

表1 共通課題5項目

- | |
|-----------------|
| ① 教育相談活動の方針策定 |
| ② 分掌の位置付け |
| ③ 組織的な教育相談活動の実施 |
| ④ 個人カードの作成 |
| ⑤ 職員研修とケース会議の実施 |

2 研究目的

不登校やいじめ等、生徒指導上の諸問題に対応するためには、学校教育相談の充実と校内体制の整備が必須である。このことから、小学校における教育相談の実態を把握し、小学校に必要とされる有効な教育相談体制の在り方を検討することで、県内小学校の参考となる教育相談体制のモデルを提示する。

3 2年間の研究計画と研究方法

<1年目：平成26年度>

(1) 県内全公立小学校203校を対象に「学校教育相談に関するアンケート調査」の実施

平成26年7月に県教育委員会事務局生徒指導支援室及び県小学校生徒指導研究会の協力の下、市町村教育委員会を通して配付、同年8月に回収し、教育研究所で集計する。

(2) アンケート調査の集計結果の分析

小学校における教育相談の実態を把握し、課題を抽出する。

(3) 具体的方策の策定

抽出した課題から次年度の取組内容を検討し、実践に向けて準備する。

<2年目：平成27年度>

(4) 各所属校で策定した具体的方策の実践

7月と11月に各所属校の教職員を対象として教育相談についてのアンケート（以下「7月のアンケート」「11月のアンケート」という。）を実施し、その集計結果を分析することで具体的方策の有効性を検証する。

(5) 教育相談体制のモデルの提示

各所属校における取組の過程と成果から教育相談体制のモデルを提示する。

4 研究内容

(1) 奈良市立二名小学校における取組

ア 本校の概要

本校は生駒市と隣接する奈良市西部の開けた住宅地の中にあり、児童数424名、学級数18（うち特別支援学級3）、教職員数26名の中規模校である。明るく素直で、与えられたことには積極的に取り組む児童が多く、運動会や全校遠足などの縦割り班で実施する異年齢集団の活動を通して、質の高い仲間づくりを目指している。



図1 本校校舎風景

本校の児童の実態として、人との関わり方をうまく身に付けられていない児童、感情のコントロールが難しい児童、自分の思いを言葉にすることができず自分勝手な行動により友人とのトラブルが絶えない児童が増えており、その対応に苦慮することもある。

このような現状の中、教職員の大量退職や若手教員の増加を踏まえ、各児童の状況や対応方法についてより密に情報交換や共通理解を進めることが必要であると思われた。

本校では、平成26年度までは教育相談を担当する分掌はなく、担任が一人で問題を抱えこむことがないよう「ほう・れん・そう」を合言葉に学年で相談し、管理職への相談や月1回行われる定例の生徒指導部会での報告を通して、情報交換や共通理解を図ってきた。支援のニーズによっては、特別支援教育部や人権教育部などでもケース会議を開いて支援方法を検討し、対応を進めてきた（図2）。

イ 平成26年度の教育相談の実際

平成26年度の本研究で実施した「学校教育相談に関するアンケート調査」から明らかとなった共通課題5項目について、現状と課題を検討し、課題解決を目指した本校の具体的方策を策定した（表2）。策定する際には、市内の教育相談先進校の取組も参考にした。

表2 奈良市立二名小学校の平成26年度の現状と課題・具体的方策

共通課題5項目	現状と課題	具体的方策
①教育相談活動の方針策定	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談を担当する分掌（係）がないため、学校教育目標や生徒指導・特別支援教育・人権教育の活動方針に基づいて、教育相談を進めている。 ○年度初めと終わりの年2回、職員会議で児童への適切な支援について共通理解とまとめを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員の共通理解と協力を得て、実際に即した無理のない活動方針や内容を立案するために、意見交換ができるような機会を設ける。 ○新たな活動を行うよりは、現在取り組んでいる活動をより効果的に生かすことができるような計画を立案する。そのために、現在行っている活動についての検討（振り返りや見直し）を行う。
②分掌の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ○分掌の位置付けはない。問題や相談があったときは、担任一学年→管理職や生徒指導部会への相談・報告を行っている。月1回の生徒指導部定例会や学期2回の特別支援教育部会、必要に応じてケース会議を開くなど問題の解決に向けた話合いの場がある。 ○教育相談コーディネーターは、スクールカウンセラーとの連絡・調整役としてしか活動できていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談を担当する部（係）を設置する。どの分掌組織に組み入れるかは、現在の体制や実態、今後の職員体制などを考慮して検討する。 ○生徒指導部や特別支援教育部、人権教育部などの各部や、スクールカウンセラーといった校内体制の連絡調整を行う係として、教育相談コーディネーターを選任する。
③組織的な教育相談活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○年度初めと終わりの2回「こころの研修」を行い、気になる児童や配慮を要する児童について、全体で共通理解を図っている。 ○月1回の生徒指導部定例会や、学期2回の特別支援教育部会、必要に応じてケース会議を開催している。 ○早急に共通理解しなければいけない問題については、職員朝の会で報告を行っている。 ○毎月11日前後に行う「人権を確かめ合う日」の振り返りプリントやいじめアンケート、学校評価などから児童が困っていることなどを把握している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○現在行われている「こころの研修」や部会を継続して行う。 ○教育相談部（係）としての定例会を、所属するであろう分掌組織の定例会と一緒にを行うことで、会議の時間を確保し、内容の重複を避ける。 ○定例会やケース会議に、スクールカウンセラーも参加してもらえるよう、来校日や会議の日程を調整する。 ○「人権を確かめ合う日」の振り返りプリントの更なる活用方法を考える。
④個人カードの作成	<ul style="list-style-type: none"> ○書式が統一され、6年間使用できる「特別支援教育に関するアセスメントシート」を活用している。会議の資料や進級時の引継ぎでは各担任による記録を使用している。 ○スクールカウンセラーによる観察の個人記録があるが、校長以外の教職員への公開を行っていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○書式を統一して6年間使用できるような個人カードを作成する。 ○食物アレルギーや身体の様子、欠席日数・相談内容・回数・支援の方法などを、できるだけ簡単に記入できるようにする。 ○職員会議やケース会議だけでなく、進級・進学などの連携にも活用していく。
⑤職員研修とケース会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○「こころの研修」は実態を把握するとともに、児童理解や対応について考える研修の場でもある。 ○対応や支援を検討するケース会議は行っているが、研修としての事例検討会（ケース会議）はできていない。 ○夏休みの研修では、他の内容の研修もあり時間の確保が難しい。講師を招いての研修では、費用の面にも課題がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教職員が、児童一人一人と向き合うことができるような時間の確保を考えた研修計画を立てる。 ○発達の特徴や児童理解の方法、問題の早期発見や対応、適切な支援方法を知るといった、基本的な知識と技術を身に付けることができるような研修を「こころの研修」以外に年1回は実施する。 ○スクールカウンセラーや先輩教職員をアドバイザーとし、小グループで演習を取り入れた勉強会を計画する。

ウ 共通課題5項目を中心とした平成27年度の取組

（7）教育相談活動の方針策定について

本校従来の教育相談体制を生かしながら、組織的な支援を円滑に行うことのできる体制とするため、教育相談の活動方針を策定した（表3）。教育相談を進めるにあたり、教職員における情報交換の機会を大切にするとともに、気軽に相談できる職場の雰囲気づくりにも取り組むことと

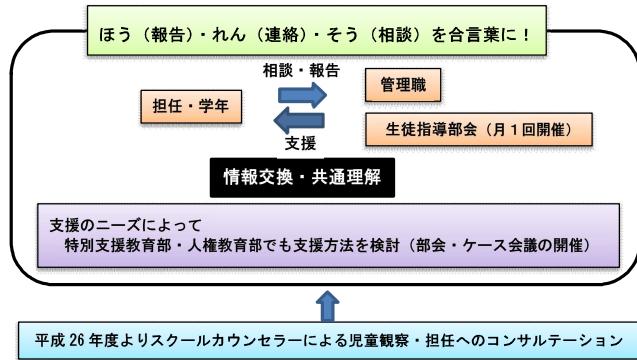


図2 平成26年度の教育相談体制

した。

表3 教育相談の活動方針

- | |
|--|
| 一人一人の子どものよりよい成長を目指し、子どもやその保護者などに、助言や支援を行う。 |
| ・一人一人の子どもの発達や学校生活への適応について、適切な助言や支援を行う。 |
| ・子どもの実態や意識を把握し、悩みや問題を早期に発見し、解決を図る。 |
| ・組織的な支援を行う。 |

7月のアンケートでは、「あなたは、教育相談の活動方針を理解していますか。」との質問に「どちらかといえば理解していない」との回答が12.0%あった(図3)。活動方針は4月の職員会議で提案したが、十分な時間をかけて提案ができなかつたことが、十分な理解を得られなかつた理由であると考えられた。そこで、活動方針について再度提案を行うとともに、特別支援教育部と連携したケース会議の開催、スクールカウンセラー(以下「SC」という。)による児童観察や担任へのコンサルテーション、担任や学年への声かけ、保護者との面談時に特別支援教育コーディネーターや教育相談コーディネーターも同席するといった担任支援に取り組んだ。すると、11月のアンケートでは、教育相談の活動方針への理解が進み、「あなたは、教育相談の活動方針は、児童の指導・支援に有用であると思いますか。」との質問では「思う」との回答が68.0%から88.0%に20.0ポイント上昇した(図4)。

(4) 分掌の位置付けについて

これまで取り組んできた教育相談を更に効果的に推進する分掌として、平成27年4月に生徒指導部内に教育相談係を発足させた。係員は低学年部・中学年部・高学年部・専科部からそれぞれ1名、特別支援教育部から特別支援教育コーディネーター及びSCの6名で、そのうち専科部の養護教諭が教育相談コーディネーターの役割を担うことになった。

この組織構成により、生徒指導部会以外の場でも各学年部の実態把握や情報共有ができるようになった。7月のアンケートでは、「あなたは、教育相談を担当する分掌は必要だと思いますか。」との質問に「思う」との回答が64.0%であったが、教育相談係の定例会で得た情報を基に、教育相談コーディネーターだけでなく教育相談係の係員も担任や学年に声かけをして担任支援に努めた結果、11月のアンケートでは84.0%に20.0ポイント上昇した(図5)。

「教育相談を担当する分掌が連携していると思う分掌はどこですか。」との質問に、回答が大きく上昇したのは「教務」の12.0%から28.0%、「学年」の12.0%から40.0%で(図6)、以前より連携のあった部以外にも連携体制が整備され、学年とのつながりが更に深まつた様子がうかがえる。特に学年とのつながりについては、教育相談係の組織構成の効果が徐々に現れてきたものと考える。

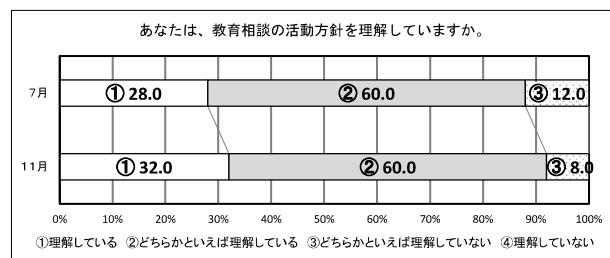


図3 活動方針の理解

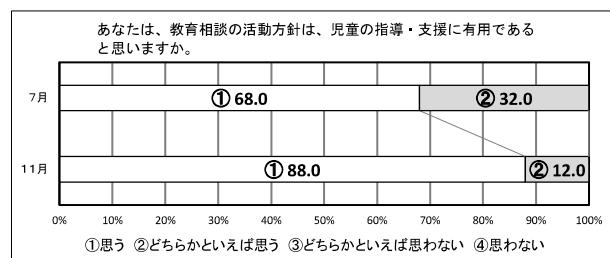


図4 活動方針の有用性

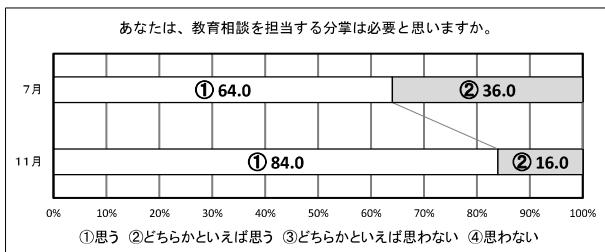


図5 教育相談の必要性

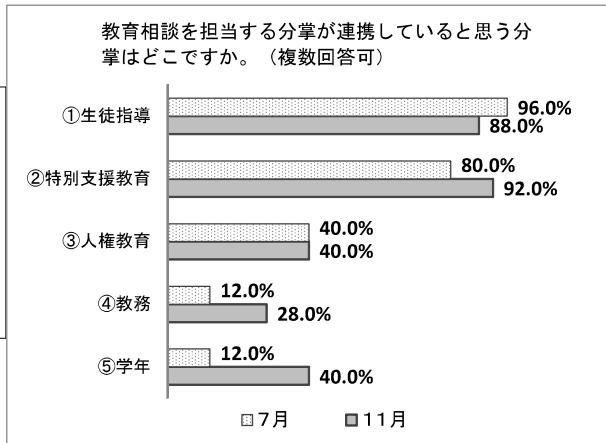


図6 教育相談係が連携している分掌

(ウ) 組織的な教育相談活動の実施について

児童の実態を把握し児童理解を深めるために、以下の取組を重点的に進めた。

毎月11日の「人権を確かめ合う日」には、テーマを計画的に掲げ、教職員がそのテーマに沿った内容でテレビ放送を行っている（図7）。放送後は、質の高い仲間づくりを目指して学級で話合いを行うとともに、ワークシートの活用により自他に対する人権意識について振り返る時間を設けている。そのワークシートは、児童の内面を捉え児童理解を更に深める資料とし、問題の早期発見に役立てている（図8）。

また、6月と2月の2回、生徒指導、特別支援教育、人権教育、保健の各部合同で行う「こころの研修」は、生活面、学習面、心理面だけでなく、身体面で配慮を要する児童についても職員全体で共通理解を図る場となっている。

教育相談係の定例会は、毎月の生徒指導部会の後に設定した。それによって、生徒指導部会で話し合われたことをすぐに共有し、早期に支援方法の検討や情報交換を行うことができる。また、SCは勤務日程から定例会への参加が困難なため、教育相談コーディネーターとSCとで打合せを行い、前回の来校以後の児童の様子や担任による児童、保護者支援の様子などを伝えて情報共有を行っている。また、カウンセリング予定表を作成し、SCと打合せを行えないときにはスケジュールや連絡事項などを伝える手段としても活用している（図9）。



図7 人権を確かめ合う日の様子

「人権を確かめ合う日」ふりかえり

皆 総 読 ()

10月のテーマ「みんなちがって みんないい」

1. 「人権を確かめ合う日」の放送を開いて、「いいな」「大切だな」「これからはこんなこときがんばりたい。」と思うことを書きましょう。

2. 今、困っていることや悩んでいることはありますか。
はい いいえ
困っていることや悩んでいることがあれば、困っていることを書きましょう。

3. つきの問題を読んで、あてはまるものを見て読みましょう。

- ・周りの人々に、やさしい言葉づかいをしていますか。
よくしている まあまあしている あまりしていない
- ・みんなと協力していますか。
よくしている まあまあしている あまりしていない
- ・あいさつを自分からしていますか。
よくしている まあまあしている あまりしていない

図8 人権を確かめ合う日のワークシート

カウンセリング予定表		
月	日	()
時間	初回・定期検査等の予定	備考
⑨時15分～10時		
⑩時～11時		
⑪時～12時		
休憩・昼休み		
⑬時～14時		
⑭時～15時		
⑮時～16時		
⑯時～17時		
※学級・CCC先生へ連絡事項 ・新規登録 年 組でお問い合わせください。		
※ごくまれに先生へ連絡事項		

図9 カウンセリング予定表

7月と11月のアンケートでは、「あなたは、不登校等、配慮を要する児童の学年を越えた情報共有は必要であると思いますか。」との質問に「思う」との回答が16.0ポイント増加したものの(図10)、「あなたは、不登校等、配慮を要する児童の学年を越えた情報共有が図られていると思いますか。」との質問では、「思う」との回答が8.0ポイント低下した(図11)。学年を越えた情報共有は必要であると感じているものの、生徒指導部会以外で、学年を越えた情報共有の機会を日常的にもつことは難しいと思われる。このことから、生徒指導部会などで得た情報は確実に学年内で伝達することや教育相談係も各学年部へ情報提供をこまめに行う必要があると考える。

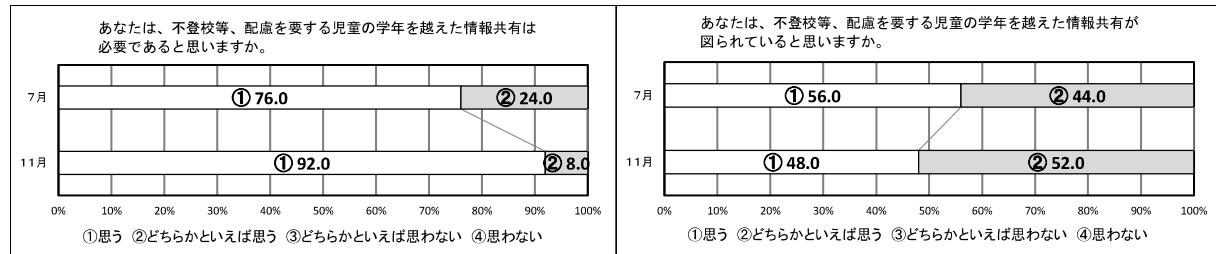


図10 学年を越えた情報共有の必要性

図11 学年を越えた情報共有の状況

(I) 個人カード「こころの研修シート」について

「こころの研修」では以前から「こころの研修シート」に、児童の実態や配慮すべき事項、生活面、学習面、欠席状況を記録し、支援や配慮を要する児童の共通理解に活用してきた。この「こころの研修シート」に、特別支援教育に関するアセスメントシート、関係機関からの情報、SCとの相談、相談機関との連携についての項目を加え、教育相談における個人カードとしての機能を追加した。「こころの研修シート」は校務用パソコンのセキュリティーモードで管理され、担任以外の教職員も記入することができる。6年間の記録が一目で分かるため、進級や進学時に、前年度だけでなく、入学当初からの様子についても引き継ぐことができる。

しかし、「こころの研修シート」への記録は日常的には行われておらず、支援の検討の際には担任の記録に頼るところが大きい。今後は「こころの研修シート」への記録や活用の機会を増やし定着を図りたい。

平成27年度の2月に行われる「こころの研修」からは、以上のことを行まって更に充実した児童支援を行うための資料として活用する。

(II) 職員研修とケース会議の実施について

年間を通して多くの研修や会議が放課後に行われており、教育相談の職員研修は比較的時間に余裕のある夏休みに実施した。内容は、生徒指導主任による「保護者対応の心構えについて」と、人権教育部と合同で招いた講師による「子どもの褒め方叱り方（学級集団づくり）」であった。

また、自主研修の一環として、教職員向け教育相談係だより「もんじゅのちえ」の発行(図12)と、SCや外部の研修に参加した教職員が講師となり知識を伝達する場としての勉強会「いっぽいっぽ」を学期に1～2回開催することにした(図13)。教育相談係だよりでは、SCの来校日、教育相談の知識や手法、教育相談に関する本、勉強会で学んだ内容などの紹介を行った。勉強会は、教育相談の知識やスキルの向上はもちろん、所属学年や年齢に関係なく教職員、SC、教育

相談コーディネーターをつなぐ場にしたいという思いをもって実施した。終了後はフリーの時間を設け、学年を越えた情報交換やSC、先輩教員と気軽に話をする場を提供している。勉強会の内容は、児童の実態や7月のアンケートから得た意見を参考にし「子どもの話の聴き方（カウンセリングマインド）」や「キレる児童への理解と援助について」「ピアメディエーション（仲間同志の仲裁の方法）」などを設定した。

また、特別支援教育部が中心となり、教育相談係との情報共有から配慮を要する児童については、インシデントプロセス法（資料準備が簡略化でき参加者の的確な質問によって児童に有効な支援の手立てを短時間で考えることができる手法）を用いたケース会議も行った。ケース会議では、担任による児童、保護者への支援だけでなく、教育相談係としての支援についても理解を深めるとともに、方策を見いだすことができた。

7月と11月のアンケートでは、「あなたは、教育相談に関する校内職員研修は必要だと思いますか。」「あなたは、ケース会議が必要だと思いますか。」との質問に「思う」との回答がそれぞれ、16.0ポイント、12.0ポイント上昇した（図14、図15）。児童、保護者支援スキルの向上とともに、気軽に相談し合うことのできる教職員集団づくりを目指すためにも、現在取り組んでいる研修やケース会議の開催を継続したい。

図12 教育相談係だより



図13 勉強会の様子

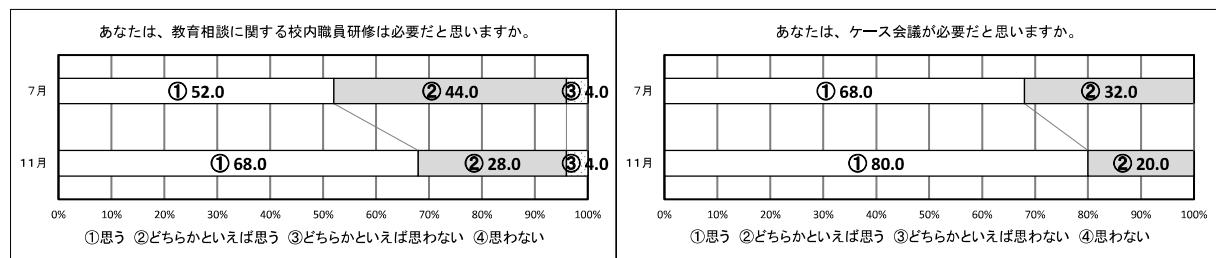


図14 校内職員研修の必要性

図15 ケース会議の必要性

(a) SCの活用について

平成26年度は、奈良市からSCが配置された。当初はカウンセリングの依頼は少なく、児童観察や担任へのコンサルテーションが活動の中心であった。SCの活用に向け、学期ごとに児童、保護者向けのカウンセラーだよりを発行し、SCの来校日やカウンセリングのミニ知識、SCからのひとことなどを紹介した。しかし、SCの活動内容を教職員に周知する機会やSCが教職員

と交流する機会も限られていたため、SCの積極的な活用や連携が不十分な状況にあった。

平成27年度は、前年度と同じSCが配置された。大幅な人事異動があったことと前年度の課題を踏まえ、多くの教職員がSCと交流する機会として、SCを講師に勉強会「いっぽいっぽ」を開催した。担任による保護者への声かけや広報活動の成果もあって、カウンセリングの依頼も増えつつある。SCは児童との信頼関係づくりにも力を入れており、児童へのカウンセリングや観察の他に、休み時間には運動場で一緒に遊び、教室を訪ねて給食と一緒に食べたり掃除も一緒に行うなど、積極的に関わる機会を設けている。

平成27年11月に「SCの活用に関するアンケート」を教職員25名に実施し、経験年数別にA群からD群に分けて意見を集約した（表4）。「SC配置による効果はあると思いますか。」との質問に、88.0%が「ある」と回答した（図16）。「どちらともいえない」との回答はA群、B群から（図17）、その理由として「まだ、SCが配置されて2年目なので効果を実感できない。」「話を聴いてもらうが世間話程度になっているので、どうすればよいのか自分自身よく分かっていない。」という回答が挙がった。

表4 アンケート実施人数（経験年数別内訳）

経験年数	A群 6年未満	B群 6年以上15年未満	C群 15年以上25年未満	D群 25年以上
人数(人)	8	8	3	6

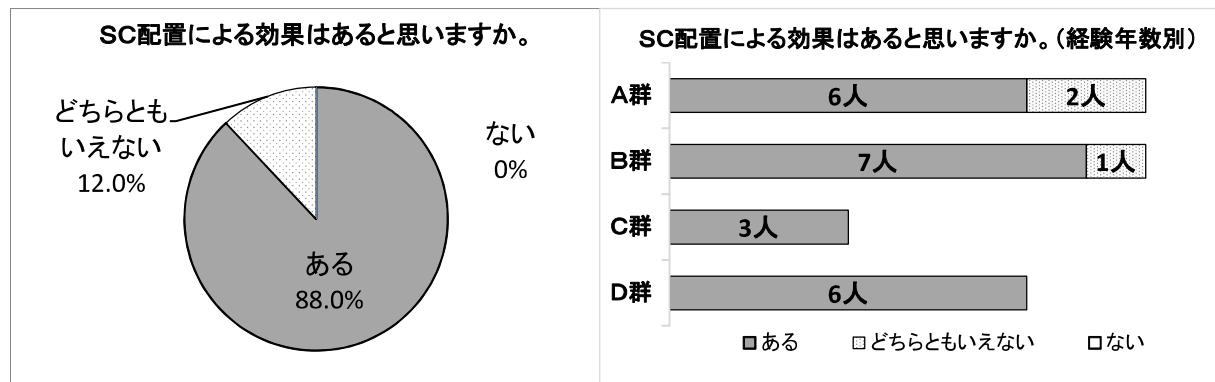


図16 SC配置による効果

図17 経験年数別SC配置による効果

「SCの配置でどのような効果があると感じましたか。（複数回答可）」との質問に「担任への支援や助言」との回答が80.0%と最も多く、全ての経験年数群から高い評価を得ていた（図18）。このことから、課題であったSCの活動内容の周知やSCとの交流を進めることが、SCの担任支援に

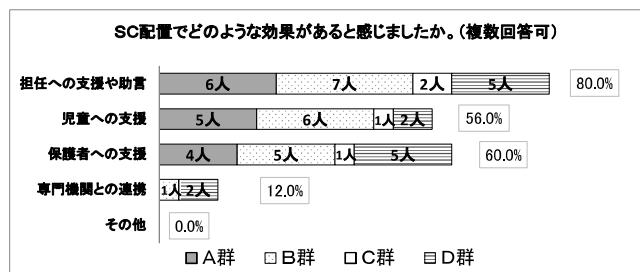


図18 経験年数別SC配置による効果の内容

つながったと考えられる。

また、「SCに期待する活動はどんなことですか。(複数回答可)」との質問に、「担任への支援や助言」との回答が96.0%と最も多く、「児童への支援」とともに、経験年数25年未満のA、B、C群の全員が回答している(図19)。また、「専門機関の紹介」との回答が36.0%あり、特に経験年数15年以上のC、D群における回答の割合が高い。このことからSCに対して、経験年数の比較的短い教職員はコンサルテーションや直接的な児童支援を求め、経験年数の長い教職員は専門機関との連携に関する支援を求める傾向がうかがえる。

SCの活用についてなど自由に記述する質問では、「配置2年目ということでSCとの距離がとても近づいた」「SCのスキルアップが必要」「担任も積極的にSCに働きかける必要がある」といった回答が見られた。これらの結果から、SCの配置による効果は、教職員がSCの支援や助言の成果を感じるなど、信頼関係が築かれてこそ得ることができるものであり、そのためには同じSCの複数年配置や来校日数が増えることが望ましいと考える。

SCの効果的な活用に向け、教職員はSCの役割を理解し、コンサルテーションは問題解決方法の「指導」ではなく「助言」であるという認識をもつ必要があると考える。また、教育相談係としては、年度当初にSCの活動について教職員の理解を得る機会を設け、教職員とSCとの交流の場を多く設定し、信頼関係の構築に向けサポートするとともに、更にはSCの活動の拡大に取り組む必要があると考える。

エ まとめ

様々な活動を通して、教職員の中で教育相談の必要性や教育相談係の役割が徐々に理解され、教育相談体制の構築が進みつつある。校務分掌にも教育相談係は生徒指導部の一係として明確に位置付けられ(図20)、配慮を要する児童やその保護者に対する支援方法の検討や提案を行う役割を担っている。また、人権教育部の主任や特別支援教育コーディネーターが教育相談係の係員となつたため、各部との連携もよりスムーズに進めることができた。さらに、SCの配置も2年目となり、教育相談コーディネーターとの信頼関係も深まり、連携もスムーズに行うことができるようになった。コンサルテーションや教育相談係だより・カウンセラーだよりの発行、勉強会の開催を通して、教育相談コーディネーター、教職員、SCの三者が交流を深める機会をもつことができ、課題解決に向けて進むことができた。

SCの児童への積極的な関わりから、児童との信頼関係が深まり、気軽に相談できる土壌が育まれつつある。また、場合により、保護者との面談の際に特別支援教育コーディネーターや教育相談コーディネーターが同席したことで、保護者にも担任以外に気軽に安心して相談できる雰囲気が生まれてきた。このような成果を得ることができたのは、教育相談コーディネーターだけの力によるものではなく、全教職員の協力はもとより、教育相談係の係員が学年部と教育相談係のつなぎ役となって、情報提供・情報共有を図り、様々な視点からの検討が可能になったことによるものが大きいと考える。

また、平成27年度の取組から、「活動方針や年間計画の作成」(Plan)、「相談活動や定例会、職員研修等の実施」(Do)、「『学校教育相談に関するアンケート調査』や『SCの活用に関するアン

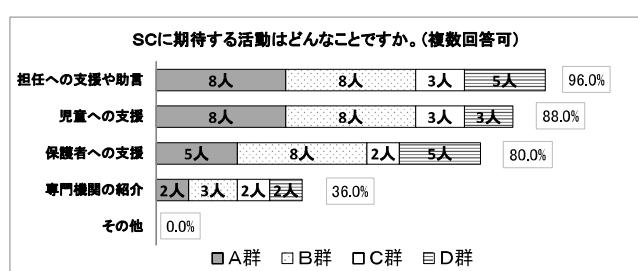


図19 経験年数別SCに期待する活動内容

ケート』による教職員のニーズの把握、評価」(Check)、「活動の見直しや修正、改善」(Action)といったP D C Aサイクルで活動を進めることが、教育相談体制を構築する上で非常に重要であることを実感した。

今後は、P D C Aサイクルに基づき、教育相談活動への更なる理解を深めて教育相談体制の定着を図るとともに、教育相談コーディネーターの後任の育成も視野に入れ活動を進めたい。

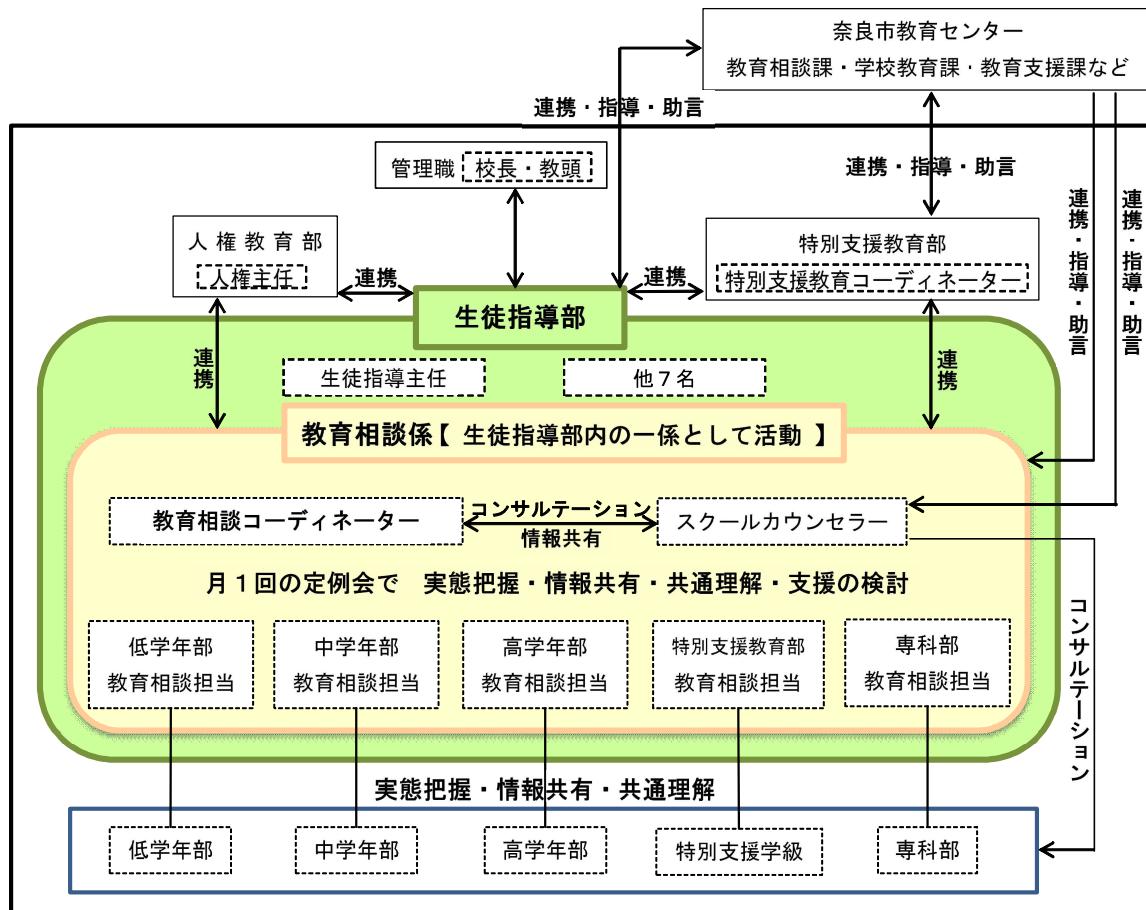


図20 平成27年度の教育相談体制（二名小学校モデル）

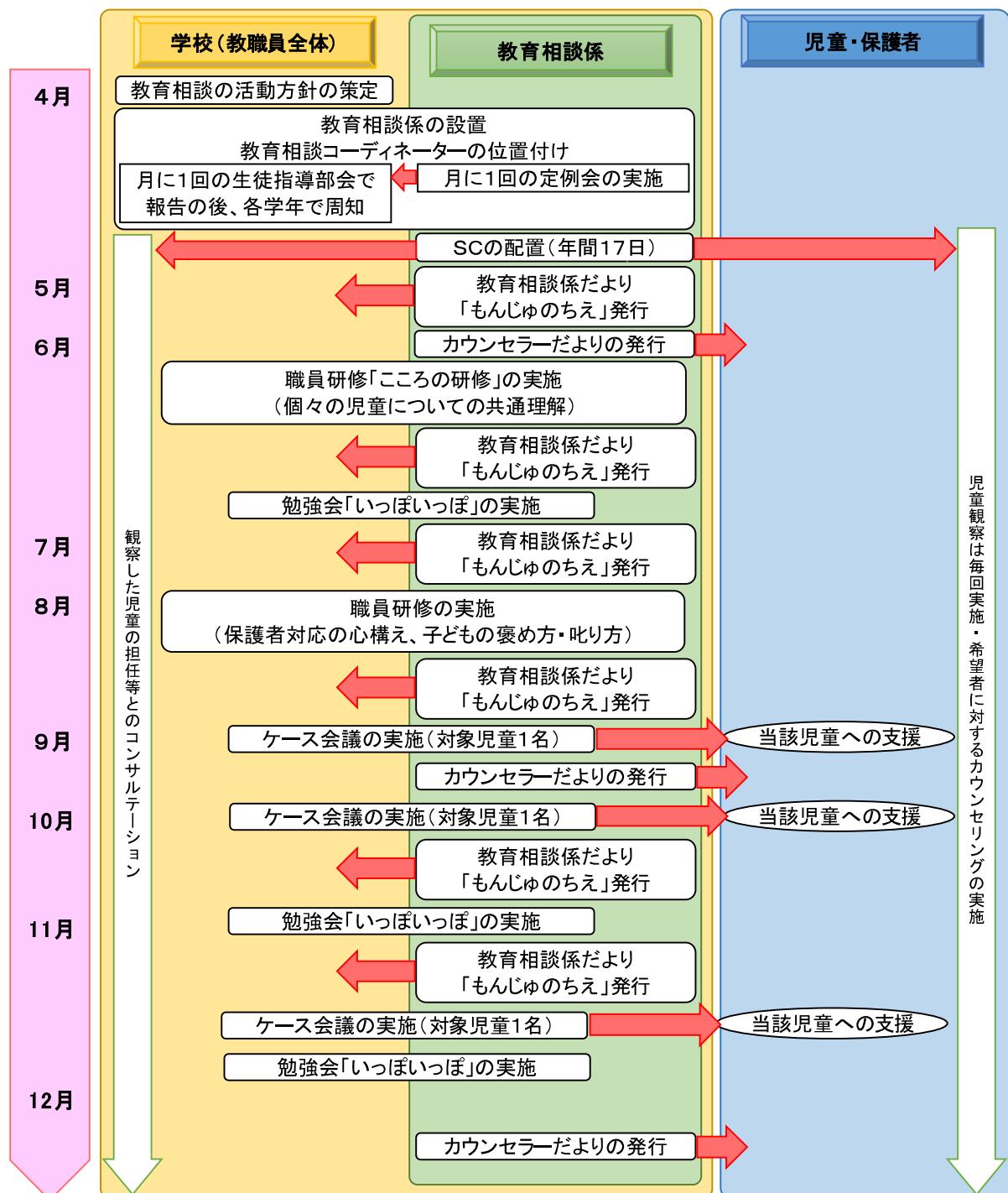


図21 平成27年度の取組（二名小学校モデル）

(2) 大和高田市立浮孔小学校における取組

ア 本校の概要

本校は、穏やかな住宅地に位置し、児童数361名、学級数17（うち特別支援学級5）、教職員数29名の中規模校である。創立から140年が経過した歴史ある学校で「うきうき きらきら あゆもう なかまと」を学校目標に挙げている。以前からPTA活動が熱心に行われ、幅広い児童支援が本校の特色である。



図22 本校校舎風景

児童の実態は、明るくのびのび活動できるものの、集中力や根気強さに欠けているところもある。ここ数年、生活環境の多様化から基本的な生活習慣が定着していない児童、欠席日数が30日以上の不登校児童やその傾向のうかがえる児童が増え始めている。

本校では、平成25年度までは生徒指導部が教育相談の役割を担っていた。毎月の生徒指導部会で各学年から報告される内容としては、心理的な支援を必要とする事象や家庭環境が大きな要因と考えられる事象、また保護者対応に関わる事象などがあり、児童の抱える課題が多様化してきている。そこで、担任が一人で抱え込むことなく学校全体で児童に関する情報を共有し、児童、保護者への敏速かつ適切な支援が行えるような教育相談体制の必要性が高まった。

イ 平成26年度の教育相談体制の実際

平成26年度、生徒指導部の中に教育相談係が設置され、養護教諭が教育相談コーディネーターの役割を担うことになった。係は特別支援教育コーディネーターを加えた2名体制となり、特別支援教育コーディネーターが主に校内の調整を行い、教育相談コーディネーターが外部関係機関との連絡、連携を行うこととした。

また、平成26年度の課題として、児童とゆとりをもってきめ細かな話ができる専任の教諭がいないこと、学年一斉下校のため教育相談月間のような児童の話を聞く時間が確保できないこと、気になる児童や配慮をする児童の現状報告は月1回の職員会議で報告できているものの児童理解に至るまでの研修を行えていないこと、問題事象の対応については担任に頼っていることが挙げられた。これらの課題を踏まえ共通課題5項目に添った具体的方策を策定した（表5）。

表5 大和高田市立浮孔小学校の平成26年度の現状と課題・具体的方策

共通課題5項目	現状と課題	具体的方策
①教育相談活動の方針策定	○活動方針は既にできているが、教職員への周知徹底については不十分である。	○既存の活動方針を検討し、教職員間の共通理解を図る。
②分掌の位置付け	○生徒指導部の中に教育相談担当者2名（特別支援教育コーディネーター・教育相談コーディネーター）を位置付けることで、教育相談の窓口となり校内体制や外部関係機関との連絡調整を行い、不登校や配慮をする児童の対応ができる。 ○教育相談委員会（校長又は教訓・教務（人権教育担当）・教育推進教員・生徒指導担当・特別支援教育担当・養護教諭・該当児童担当で構成）が、問題が起きたときにケース会議を実施し、報告・相談を行っている。 ○教育相談体制が充実してきている。 ○外部関係機関との連絡や相談を、スムーズに行うことができた。	○教育相談委員会の会議が、月1回定着して実施できるよう、年間計画に組み入れる。 ○不登校傾向児童や配慮をする児童や保護者に早期対応ができるように、中学校配置のSCとの連絡・調整を考える。 ○毎日の欠席状況の把握や保健室来室状況等の交流を教育推進教員と行う。また、保護者との電話連絡や家庭訪問等について担任との連絡を密に行う。
③組織的な教育相談活動の実施	○年度始め（5月）と2学期始め（9月）と3学期（3月）の年3回「気になる児童や配慮をする児童」に関する研修を行い、全教職員が共通理解し、児童に声かけができるようになっている。5月当初の研修では、児童の顔写真（スライド）を映し、2学期・3学期においては、その後の児童の様子を出し合っている。 ○月1回の生徒指導部会で各学年の現状報告を行っている。 ○いじめアンケートや学校評価の実態把握を行っている。	○月1回の生徒指導部会を継続して行う。 ○月1回の職員会議で、1/3以上欠席した児童・不登校傾向児童について各担任から現状報告をする。また、児童と関わりをもった教職員も児童の様子について報告を行う。 ○平成22年度から行っているストレスマネジメントの呼吸法を取り入れた「まほうの深呼吸」を継続して行う（毎週金曜日朝の会前）。 ○人権教育推進・生徒指導・特別支援教育担当が保・幼・中との連携を継続する。
④個人カードの作成	○いじめの事象だけが記録されているだけで、個別支援の記録や担任の記録が残せていない。	○欠席日数や関係機関へかかった時の記録等を記入することで、担任が替わっても誰が見ても分かるように、次年度へそのまま引き継ぐことができ、6年間使用できるように検討する。
⑤職員研修とケース会議の実施	○「気になる児童や配慮をする児童」の現状報告はできているものの、児童理解までの研修は行っていない。 ○事象の対応やケース会議は行っているが、事例研究として深めていく時間の確保ができない。 ○教職員への報告・連絡・相談については、迅速に対応している。	○教職員のスキル向上のために、年代別、学年別で事例研修が行えるような職員研修を夏休み等に実施する。 ○外部の研修に参加した教職員が他の教職員に研修を行う。 ○SCが配置されていないので、子どもの心に寄り添え、保護者への対応の仕方などを学ぶ研修を実施する。 ○ストレスマネジメント教育の定着を図る。

ウ 共通課題5項目を中心とした平成27年度の取組

(7) 教育相談活動の方針策定について

平成26年度、生徒指導部内に教育相談係を設置したことを機に教育相談の活動方針を策定した（表6）。

表6 教育相談の活動方針

- ・一人一人の児童の生活背景や課題を理解し、あたたかさと厳しさの調和のとれたきめ細かい指導を行う。
- ・子ども同士が認め合い、自己の存在を実感でき、個性が生きるような支援をする。
- ・日頃から子どもたちの人間関係の観察を深め、いじめの早期発見・早期解決に努め、いじめを受けた側に共感的に寄り添い、解決を図る。

毎日の欠席状況や保健室への来室状況、また毎月の欠席が3分の1以上等の気になる児童の様子について、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーター、教育推進教員がまとめ、毎月の職員会議で全教職員に報告している。

生徒指導部の中に教育相談係が設置されたことにより、生徒指導主任や各学年の生徒指導担当教員との連絡を密に取って教育相談を進めることができた。その結果、生徒指導と教育相談の方向性が一致し、7月と11月のアンケートでは、「あなたは、教育相談の活動方針は、生徒指導の方針との整合性が図られていると思いますか。」との質問に「思う」との回答が52.0%から68.0%へと16.0ポイント上昇した（図23）。

しかし、「あなたは、教育相談の活動方針を理解していますか。」との質問に対し、7月、11月ともに全員が「(どちらかといえば)理解している」と回答したもの、「理解している」との回答は24.0ポイント低下した（図24）。その後の聞き取りの中で若手教員から「教育相談の方針や活動について理解しているが、報告、連絡、相談をうまく行えず、自分の中での判断が増え、教育相談係との連携ができないことが多くあった。」という声が挙がった。今後は、全体での情報の共有を更に進め、毎月の欠席が15日を越えた児童についてケース会議を開くなど、よりきめ細かな児童対応や担任支援に取り組んでいく必要がある。

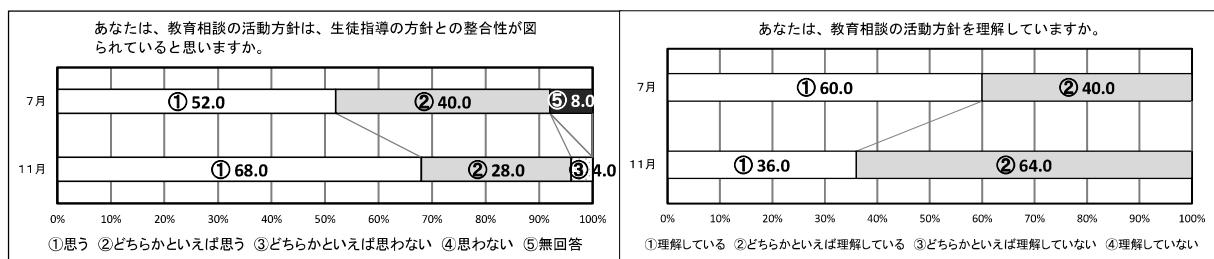


図23 生徒指導の方針との整合性

図24 活動方針の理解

(4) 分掌の位置付けについて

平成26年度に生徒指導部の中に教育相談係が設置され、平成27年度は2年目となる。若手教職員からは、多様化する児童の課題や支援方法についての相談が多く寄せられるようになり、まず教育相談係は担任との連携を図り、担任とともに児童の現状を受け止め、次の手立てを検討していくことから始めた。7月と11月のアンケートでは、「あなたは、学校全体を見渡しながら教育相談をコーディネートする教育相談コーディネーターは必要だと思いますか。」との質問に「思う」との回答が76.0%から88.0%へと12.0ポイント上昇した（図25）。また、「教育相談を担当する分掌はどのような点で有効に機能していると思いますか。」との質問に「気軽に相談できる」との回答が7月は56.0%、

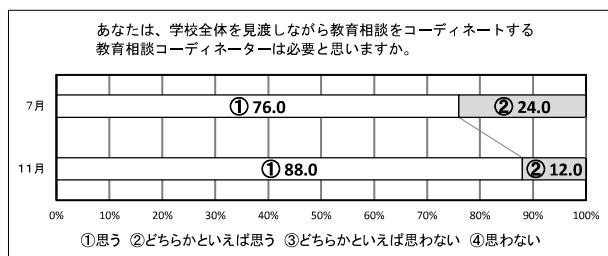
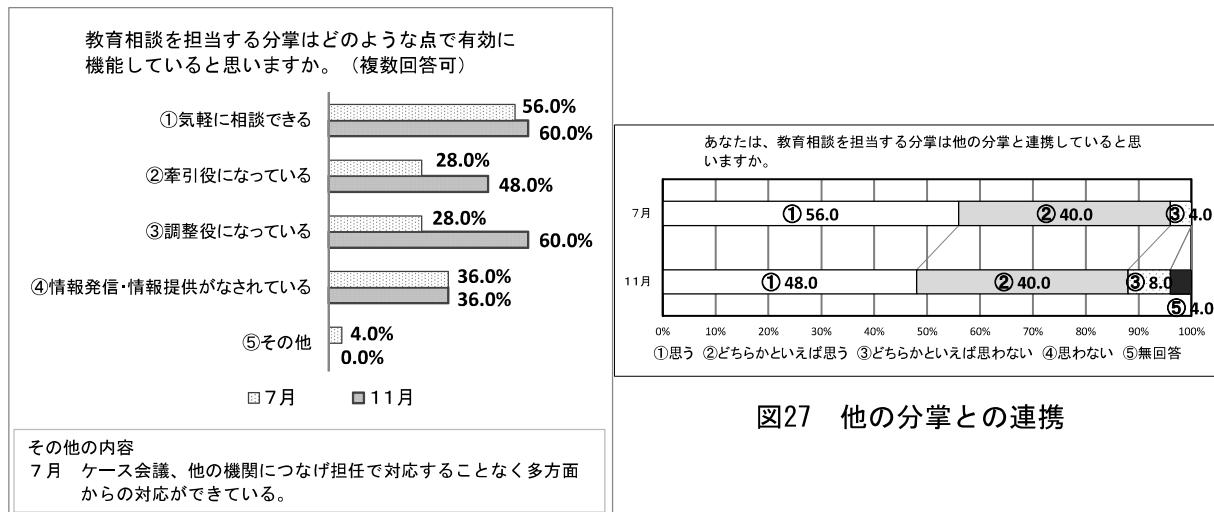


図25 教育相談コーディネーターの必要性

11月は60.0%と最も多く寄せられたとともに、「調整役になっている」との回答が28.0%から60.0%へと上昇し、教育相談係の機能が高まりつつあることを感じた（図26）。その後の教職員からの聞き取りからも、「相談できる窓口が設けられ、すぐに相談ができるようになった。」との声も挙がった。

しかし、「あなたは、教育相談を担当する分掌は他の分掌と連携していると思いますか。」との質問に「思う」との回答が56.0%から48.0%へと8.0ポイント低下した（図27）。担任との連携だけにとどまらず、教育相談係がより積極的に他の分掌との連携を進め、多方面から児童を支援し組織的な対応ができるよう改善する必要がある。



(4) 組織的な教育相談活動の実施について

本校の取組として、児童の登校時間に合わせて、毎朝校長が校区内の巡回を行うとともに、週番が東西の校門、教育相談コーディネーター等が児童昇降口前で立哨を行^しい、安全対策とともに児童の登校の様子や状態の把握に努めている。そこで得られた情報は担任、特別支援教育コーディネーター、生徒指導主任へと連絡され、担任と教育相談コーディネーター等が連携しながら家庭連絡や家庭訪問を行い、支援に向けて早期の話し合いができる体制をとっている。この取組は不登校未然防止にもつながっていると感じている。また、毎月の生徒指導部会では各学年から児童の問題行動や様子について報告され、早期対応の必要な場合は、生徒指導主任、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーターが職員朝の会で報告し、教職員全体への情報共有を図っている。

しかし、7月と11月のアンケートでは、「あなたは、不登校等、配慮をする児童の学年を越えた情報共有は必要であると思いますか。」との質問に全員が「(どちらかといえば)思う」と回答しているが（図28）、「あなたは、不登校等、配慮をする児童の学年を越えた情報共有が図られていますか。」との質問に「(どちらかといえば)思う」との回答が88.0%から80.0%に低下している（図29）。教職員は情報共有の必要性を感じ、学年内での情報交換は行われるようになったと感じていたが、学年を越えた全体での情報共有になつていないと感じている教職員もあり、今後は学年を越えた情報共有につなげていけるようその在り方を検討していく必要がある。

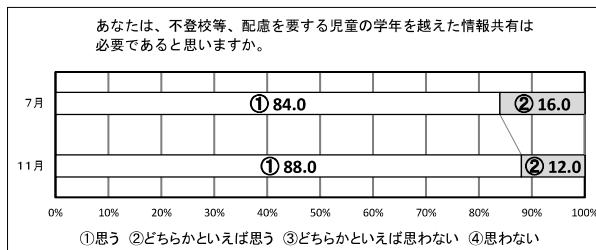


図28 情報共有の必要性

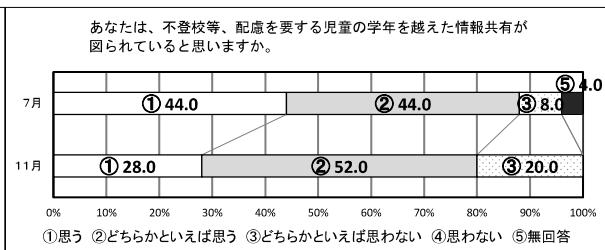


図29 情報共有の実際

(I) 個人カード「教育相談個人カード」の作成について

平成26年度までは、担任が配慮を要する児童の個人記録を記す定まった様式はなく、それぞれの方法で記録し、4月当初の学級編制後、申し送り会議をもち新担任へ引き継ぐ方法をとってきた。

そこで、配慮を要する児童の年間の欠席日数、本人の様子（気になる行動、友人関係、環境の変化、家族構成、住居変更等）、家庭訪問の回数、外部関係機関名や連携状況、経過について記入する「教育相談個人カード」を新たに作成した（図30）。また、保健室で対応した児童について養護教諭から見た児童の様子も記録することとした。

「教育相談個人カード」を使用することで、6年間の児童への支援の経過が1か所にまとめられ、次年度への引継ぎに有効に機能するとともに、本校の課題となっている学年を越えた情報共有にもつながると考えた。また、小、中の連携として、毎年3月に実施している生徒指導部や保健室の連絡会においても有意義な資料になるとを考えている。

(オ) 職員研修とケース会議の実施について

a ケース会議

これまで悩みをもっている児童に気付きながらも「どこに相談すればよいのか」と悩む担任が多くいたが、そういった声が教育相談係に届くようになってきた。そこで、児童支援の方向性や、よりよい支援方法について検討するために、教育相談係が中心となって校長、教頭、担任等が集まりケース会議の実施を進めた。スクールソーシャルワーカーの来校日にはスクールソーシャルワーカーが児童観察を行い、ケース会議の場で児童の見立てや支援の方法等について助言を行った。

ケース会議を実施することで、教育相談係と学年や他の分掌との連携が進んだ。また、教職員の気付きや意識の高まりも感じられるようになり、より多くの情報が提供されるようになった。それらの情報を基にケース会議での検討が更に深まり、多くの支援が児童に行き届くようになった。

7月と11月のアンケートでは、「あなたは、ケース会議が必要だと思いますか。」との質問に「思う」との回答が72.0%から92.0%へ20.0ポイント上昇した（図31）。その一方で、11月のアンケートでは、「(どちらかといえば)思わない」との回答も8.0%あり、ケース会議の実施時期や進め方などについて改良しながら、より有用なものにしていく必要があると感じている。

教育相談個人カード			
氏名	1年 組	2年 組	3年 組
年間欠席日数	日	日	日
本人の様子 ・気になる行動 ・友人関係 ・環境の変化 〔家族構成 住居変更等〕			
家庭訪問の回数	月 回 週 回	月 回 週 回	月 回 週 回
外部関係機関名			
経過について 〔関係機関との連携 状況等〕			
その他			

図30 教育相談個人カード

市家庭児童相談室や市教育委員会青少年課との連携からも様々な情報が得られ、児童理解や支援方法等の検討にも役立った。また、市教育委員会青少年課のカウンセリングにつながる児童、保護者もあり、担任がカウンセラーからコンサルテーションを受けることで、早期の児童支援、保護者対応へつながっている。このような校内連携、関係機関との連携を進めることで担任は一人で苦慮することなく、学校全体で児童支援、保護者対応が行えるようになった。

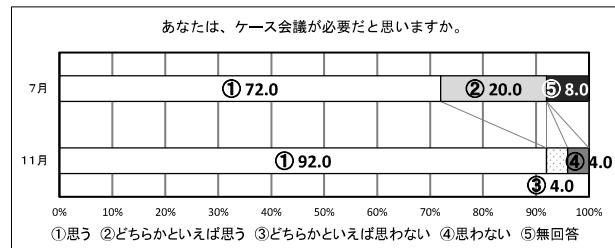


図31 ケース会議の必要性

b 職員研修

平成25年度までは、年度当初の家庭訪問後に各学級担任が気になる児童について報告する会を行っていた。平成26年度からは、児童一人一人に全教職員が対応できるよう報告会を職員研修と位置付けてきめ細かく共通理解を図っている。

本校の児童は、例年4月は緊張した様子で過ごしているが、6月頃から徐々に感情表現のコントロールがつかなくなり、ケンカや言葉の暴力といった不適切な行動が目立ち始める。

そこで、夏期休業中に、人権教育部と連携し「アンガーマネジメント」「児童が感情をコントロールし、適切な行動をとるためにセルフトーク」「ソーシャルスキルトレーニングの方法」「子どもの荒れに寄り添いセルフエスティームを高める取組」「自分を大切だと感じる心」「違いを認め合う心」をテーマに職員研修を実施した（図32）。



図32 職員研修の様子

特に「アンガーマネジメント」「セルフエスティームを高める取組」の職員研修からは、学級を成立させるには、友人の考え方と自分の考えが違ってもお互いを尊重しようとする協働スキルやコミュニケーション力が重要であること、また、Q-U実施の方法やその分析による児童支援の方法を学んだ。教職員は目の前の児童の姿や実態をこの研修と照らし合わせながら参加できたようで、今後の学級経営の参考になったと思われる。

教職員からの要望に応じて様々な研修を行ったことで、教職員の知識やスキルは高まったと感じる。しかし、短期間に多くの研修を実施したため、教職員への負担は大きかった。次年度からは年間予定の中に教育相談の職員研修を計画的に位置付けていく必要があると考える。

(f) 児童のリラクゼーション効果を高める取組について

a ゴロゴロスペースの設置

毎日保健室で児童と接している中で、児童は対人関係においていろいろなことを体験し、時にはストレスを抱えながら学校生活を過ごしているように思われる。

自分の思いを出しすぎることで些細なことからけんかに発展し、相手の思いを受け止められず、友人と上手くコミュニケーションをとれない児童の姿が見えてきた。そこで、トラブルの未然防止のため、少しの時間、体をリラックスさせて気持ちを落ち着かせるための場所として、保健室の一角にゴロゴロスペースを設けた（図33）。設置の目的・使用方法については教育相談コーディネーターから教職員に説明し、共通理解を図った（表7）。



図33 ゴロゴロスペース

表7 ゴロゴロスペースの設置目的と使用方法

設置の目的

- 1 児童が少しの時間、ゴロゴロすることにより体の緊張をほぐしてほっこりできる場所とする。
- 2 男女関係なく、異年齢の児童と会話をすることで人間性を高める。
- 3 養護教諭が、どんな児童が来室し、どんな話をしているのか等、児童観察を行い担任と情報交換を行う。

使用方法

- 1 業間・昼休みのみ使用する。
- 2 1回の使用は5分以内とする。さわいだりしないで体を休める。
- 3 体調不良やけが人が来室した時は、退出する。

児童へは、2学期の始めにゴロゴロスペースの設置と約束事を伝えた。雨の日の利用が比較的多く、落ち着ける場所として児童は利用している。

b 「まほうの深呼吸」の実施

平成25年度からストレスマネジメントの呼吸法を取り入れた「まほうの深呼吸」を実施している。児童は毎朝始業前に全校放送の音楽を聞きながら深呼吸を行い、心を落ち着かせて授業に臨んでいる。また、毎週金曜日の読書タイム前にも各クラスで、「まほうの深呼吸」を行っている。けんかをしていた友人に「おこったらあかんで。まほうの深呼吸してみ。」という声かけをしている児童の姿も見られた。

しかし、7月と11月のアンケートでは、「あなたは、まほうの深呼吸は定着していると思いますか。」との質問に、「(どちらかといえば)思う」との回答が72.0%から64.0%に低下した(図34)。低学年の担任からは、音楽に合わせての実施が難しい児童への配慮や、定着しにくい児童へのより効果的な指導方法の検討が必要との意見が挙がり、今後はさらに、各学年に応じ6年間を系統立てたストレスマネジメント教育を行いたいと考える。

また、教育相談コーディネーター等が市教育委員会青少年課で開催されている「ストレスマネジメント教育研究会」に参加し、児童のリラクゼーション効果を高める研修を重ねている。今後も、児童が落ち着いて学校生活を送れるようストレスマネジメント教育の充実に取り組んでいきたい。

また、隣接する中学校でも数年前からストレスマネジメント教育に取り組んでおり、同一中学校区の他の小学校においてもストレスマネジメント教育が浸透するよう小学校の養護教諭の研修会を行い、中学校との連携を図りながら足並みを揃えて児童を中学校へ送ることができるように取組を進めている。

Ⅱ まとめ

以前は、実質的に各担任が一人で児童に関わっているという状況が多くあったが、今では放課後の職員室で教職員が気軽に児童の様子等について意見交流を行うようになり、さらに、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教育相談コーディネーターが集まり、支援のための手立てや方向性を話し合う場面も出てきた。校務分掌では教育相談係は生徒指導部の中の係として明確に位置付けられ(図35)、また、外部関係機関とは窓口を一本化し連携を密に図ることで、児童、保護者、教職員が相談やコンサルテーションを希望した時の対応が円滑に行えるようになってきた。さらに、担任が保護者に児童の様子を的確に伝えることで、保護者との関係も深まり、保護者からの相談の依頼も増えてきている。相談を受けた担任は教育相談係に報告することで、ケース会議が適宜実施され、保護者の声や願いを受け止めた対応策が検討できる児童支援の体制につながった。

今後も、教育相談コーディネーターが中心となり、常に情報収集を心がけ、組織として教育相談に取り組めるよう校内体制の充実に向けて進めていきたいと考える。

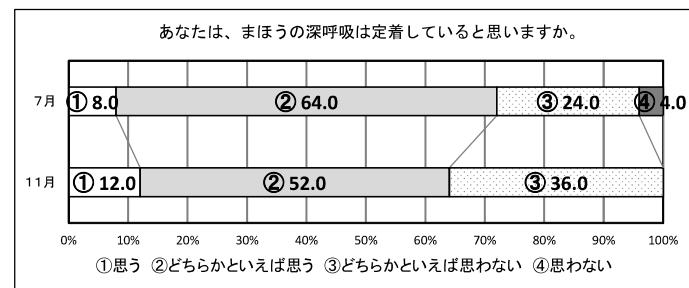


図34 まほうの深呼吸の定着度

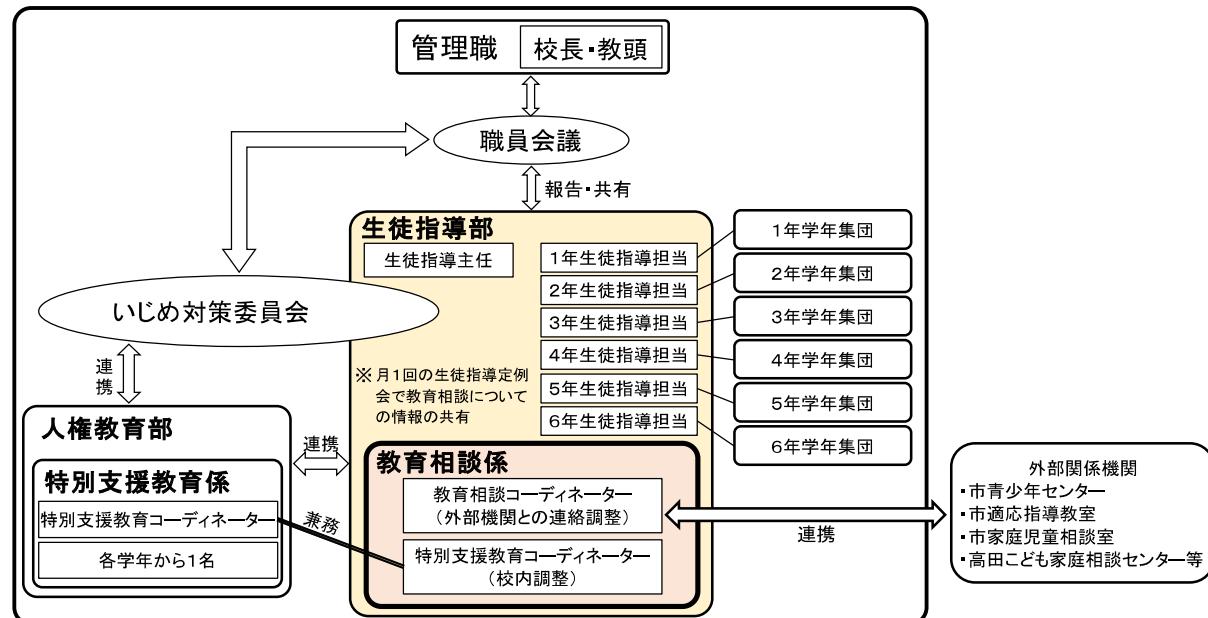


図35 平成27年度の教育相談体制 (浮孔小学校モデル)

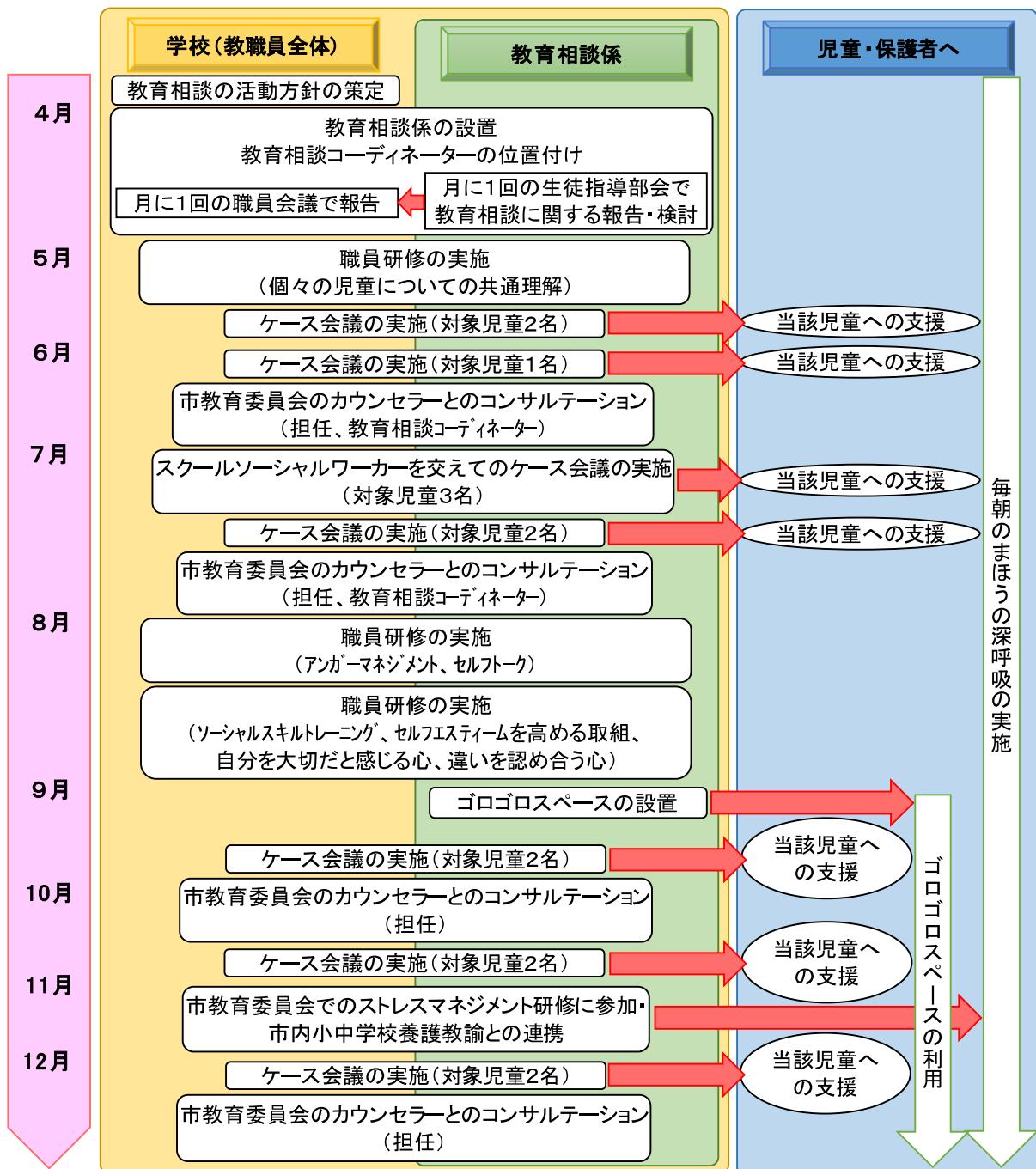


図36 平成27年度の取組（浮孔小学校モデル）

(3) 下市町立下市小学校における取組

ア 本校の概要

下市町は、吉野川の支流である秋野川沿いに発展した山間の町で、地域と人のつながりを大切にする田舎のよさが残る地域である。

児童数は年々減少傾向にあり、平成22年度、平成23年度に学校統合が行われ、本校は下市町内で唯一の小学校となった。児童数162人、学級数11（うち特別支援学級4）、教職員数17人の小規模校である。通学区域が広く、スクール



図37 本校校舎風景

バス7台を利用し、全児童の52%がバス通学をしている。児童は明るく素朴で素直である。ここ数年、学校生活への過剰適応による不登校や心身症の児童、家庭環境等の要因による問題行動等、教育相談を必要とする事例が散見されるようになり、支援を行うに当たって、担任一人では抱えきれないことや、関係機関との連携が必要となってくることから、教育相談体制づくりが緊急の課題となった。

イ 平成26年度教育相談体制の実際

本校では、これまで教育相談を担当する分掌が設置されておらず、平成26年度に中学校配置のSCとの連絡調整を行うため、教頭と養護教諭が教育相談係として生徒指導部内に位置付けられた。教育相談体制づくりを進めるに当たり、「学校教育相談に関するアンケート調査」から明らかになった共通課題5項目について本校の教育相談の現状を把握し、課題と具体的な取組の方策をまとめた（表8）。

表8 下市町立下市小学校の平成26年度の現状と課題・具体的方策

共通課題5項目	現状と課題	具体的方策
①教育相談活動の方針策定	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談の活動方針はできていないが、生徒指導・人権教育・特別支援教育・保健指導等の活動方針やいじめ防止基本方針に基づいて、教育相談活動を進めている。 ○年度初めに各部の活動方針について話し合をもち、年度末に総括をしている。 ○教育相談体制が十分に確立できていない状態で不登校児童を抱え、担任や関わりがもてる教職員が児童や保護者と対応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○本年度の総括で、教育相談担当として教育相談のまとめを行い、次年度に教育相談の活動方針を提案する。
②分掌の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導部に「教育相談」担当として、教頭と養護教諭が位置付けられているが、主な校務内容は、中学校配置のSCとの連絡調整である。 ○教育相談の必要がある場合は、担任から管理職への報告とともに、生徒指導部長・特別支援教育コーディネーター等関係者会議を開催している。また、必要に応じて、ケース会議を開催し、方向性を検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談体制を確立するための校務分掌の見直しを行う。 ○教職員の少ない小規模校では、新たに教育相談部を組織することは難しいので、既存の生徒指導部や特別支援推進委員会を活用していく。また、組織的な教育相談活動をするための連絡調整役として、教育相談コーディネーターを選任し、分掌上に位置付ける。 ○教育相談コーディネーターの仕事の範囲を共通理解し、SCの連絡調整だけでなく校種間や町の健康福祉課・医療機関等との連携を図る。
③組織的な教育相談活動の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○生徒指導と特別支援教育の面から、配慮をする児童について、年間3回研修を行い、児童の実態把握を行うとともに、教職員間で共通理解を図っている。 ○不登校等児童の状況について、共通理解が早急に必要な場合は、職員朝礼で報告をしている。 ○担任は、1日欠席した児童に対して、電話連絡または家庭訪問を行っている。 ○3日欠席した場合には、家庭訪問を行い管理職へ報告をしている。 ○教育相談について定例会を行っていないが、特別支援教育推進委員会を学期に1回開催している。また、必要に応じて随時ケース会議を開催し、見立てと今後の手立てについて検討している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○現在行っている職員研修を継続して行い、教職員の児童理解に努める。 ○不登校への具体的な対応を定め、活動方針とともに共通理解を図る。 ○情報交換のための定例会の構成メンバーを選定し、教育相談の年間計画に定例会を月1回程度位置付ける。 ○児童の実態把握のために、児童に対して生活アンケートを行う。
④個人カードの作成	<ul style="list-style-type: none"> ○6年間使用する「個人別生活カード」を作成しているが、教育相談の個人シートは作っていない。 ○個別の教育支援計画や幼少引離ぎの記録、各担任の記録がある。 ○長期の不登校児童に関しては、保健日誌を養護教諭が毎日記入し、管理職、担任等と情報共有している。 	<ul style="list-style-type: none"> ○継続した指導や引き継ぎをスムーズに行うために「不登校等個人記録票」を作成し、欠席や別室登校の状況を記入して、「個人別生活カード」に添付する。 ○個別の教育支援計画のシートや幼稚園・保育所の引き継ぎ記録も添付する。
⑤職員研修とケース会議の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○講師を招聘して、夏期休業中にいじめ問題等生徒指導諸問題への対応について職員研修を行い、児童理解や保護者対応等教職員のスキルアップを行っている。 ○講師を招聘して、特別支援教育の研修を行い、児童への適切な支援の在り方や児童理解についてスキルアップを図っている。 ○本校には、SCの配置がなく、中学校配置のSCが必要に応じて来校しているので、時間調整が難しく、SCに気軽に相談できる環境でない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○年間計画に、教育相談に関わる研修を組み入れる。短時間で会議ができる資料の準備の負担が少ないインシデントプロセス法の研修や、不登校等未然防止のためのアサーショントレーニング、構成的グループエンカウンター等の研修を夏期休業中に行う。また、SCを講師に招聘し、事例研究を行い、教職員間の共通理解を図る。

ウ 共通課題5項目を中心とした平成27年度の取組

(7) 教育相談活動の方針策定について

平成26年度の教育相談体制の現状と課題及び具体的な取組の方策（表8）を基に、生徒指導方針をより具体化するために、教育相談の活動方針を策定した（表9）。策定に当たっては、既存の教育活動を教育相談の視点で改めて見直し、管理職や生徒指導部長、特別支援教育コーディネーターと相談しながら、年間計画も作成した。また、教育相談の活動方針とともに、不登校に対する具体的な対応についても、そのポイントをまとめ提示した。

表9 教育相談の活動方針

- ・児童一人一人の個性の伸長を図りながら、自己実現ができるような資質や能力を育成する。
- ・児童一人一人の内面を把握・理解するとともに、児童が抱える悩みや問題を解決する。
- ・教員と児童、児童相互の人間関係、信頼関係を構築する。

7月のアンケートでは「あなたは、教育相談の活動方針を理解していますか。」との質問に「どちらかといえば理解していない」との回答が18.8%あり、教育相談の活動方針について十分に理解が深まっているわけではないということが分かった（図38）。教育相談の活動方針については、教職員に対して丁寧に説明する必要があったが、4月の慌ただしい時期に提案したため、時間に限りがあり十分に共通理解を図れていなかった。

そこで夏期休業中の職員研修等の様々な機会を捉えて、教育相談コーディネーターから教育相談の必要性や現在の取組等について説明し、教職員の共通理解と協力を得られるように努めた。11月のアンケートでは、「あなたは、教育相談の活動方針を理解していますか。」との質問に全員が「(どちらかといえば) 理解している」と回答した（図38）。また、「あなたは、教育相談の活動方針は、児童の指導・支援に有用であると思いますか。」との質問に「思う」との回答が43.8%から62.5%に18.7ポイント上昇した（図39）。教育相談の活動方針を周知してきたことで教職員の理解度も高まり、児童への指導・支援に対しても有用であるとの認識が高まった。

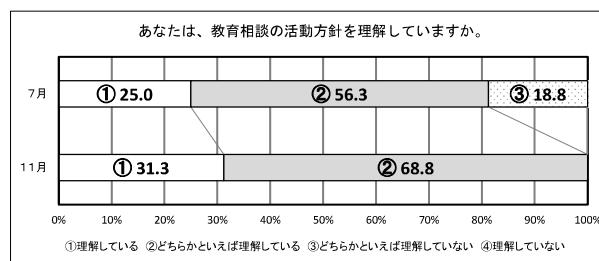


図38 活動方針の理解

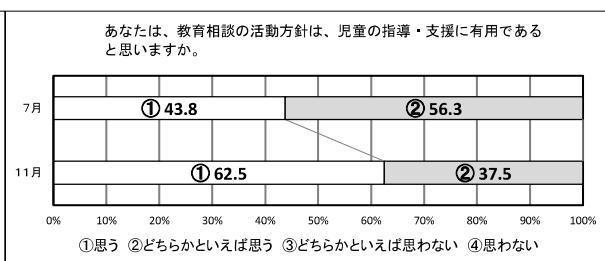


図39 活動方針の有用性

今後も教育相談の活動方針をよりよいものに改良しながら、機会あるごとに説明、提案し教職員の共通理解を図るとともに、協力を得られるように努める必要があると考える。

(4) 分掌の位置付けについて

平成27年度の教育相談体制づくりに当たっては、小規模校では、これまで以上の分掌の設置は難しいことから、教育相談係の係員である養護教諭が教育相談コーディネーターの役割を担い、教職員への情報発信や校種間連携、関係機関等との連携を図る連絡調整役として、教育相談体制を牽引していくこととした。

7月と11月のアンケートでは、「あなたは、教育相談を担当する分掌は必要だと思いますか。」「あなたは、学校全体を見渡しながら教育相談をコーディネートする教育相談コーディネーターは必要だと思いますか。」との質問に「(どちらかといえば) 思う」と全員が回答した（図40、41）。本校では教育相談を担当する分掌や教育相談コーディネーターが求められており、果たすべき役割があるといえる。

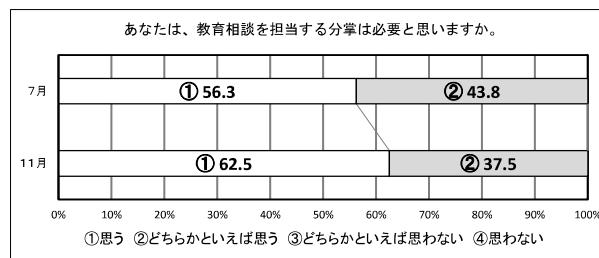


図40 教育相談係の必要性

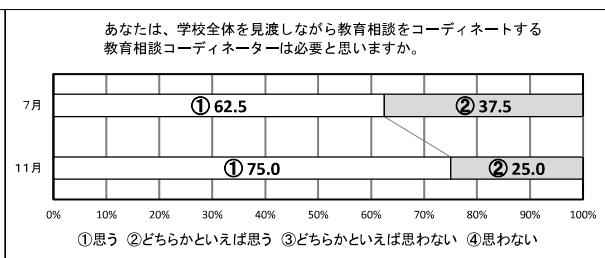


図41 教育相談コーディネーターの必要性

7月のアンケートでは、「あなたは、教育相談を担当する分掌は他の分掌と連携していると思いますか。」との質問に「どちらかといえば思わない」との回答が25.0%あった（図42）。2学期には、教育相談コーディネーターが中心となって、教育相談係に情報を集約し、他の分掌との連携に努めた結果、改善の傾向が見られた。また、「教育相談を担当する分掌が連携していると思う分掌はどこですか。（複数回答可）」との質問に「生徒指導」「特別支援教育」との回答が多く、さらに、その傾向は7月よりも11月の方が顕著に見られた（図43）。生徒指導部や特別支援教育部との密な連携を続けながら、さらに他の分掌との連携を深め、教職員全体で教育相談に取り組んでいく必要がある。

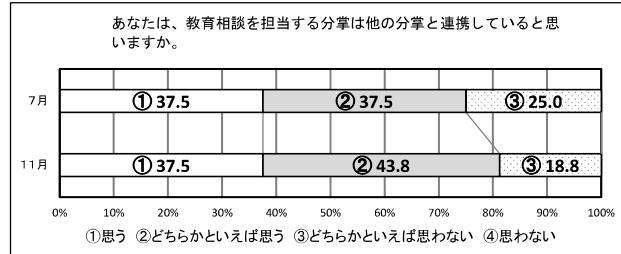


図42 他の分掌との連携

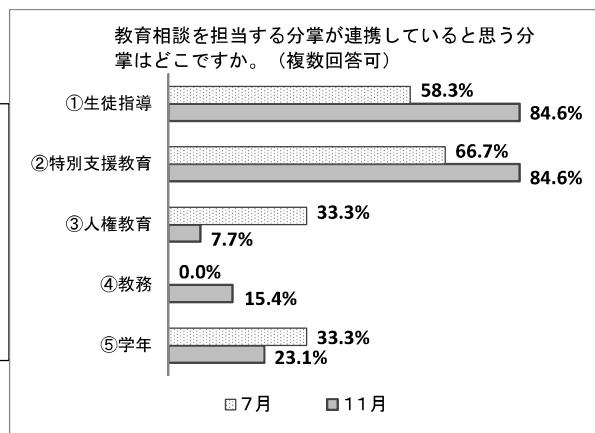


図43 教育相談係が連携している分掌

また、7月と11月のアンケートで、「あなたは、教育相談を担当する分掌は有効に機能していると思いますか。」との質問に「(どちらかといえば) 思う」との回答が12.5ポイント上昇した（図44）。「教育相談を担当する分掌はどのような点で有効に機能していると思いますか。」との質問には、「情報発信・情報提供がなされている」との回答が30.8%から53.3%に上昇しており、調整役、相談役、牽引役としての役割についても、教職員の認識が高まりつつある（図45）。

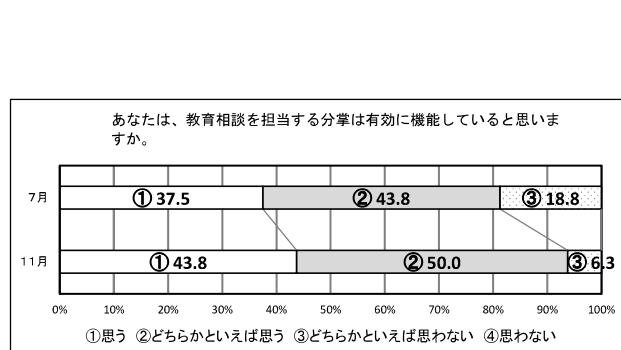


図44 教育相談係の有効性

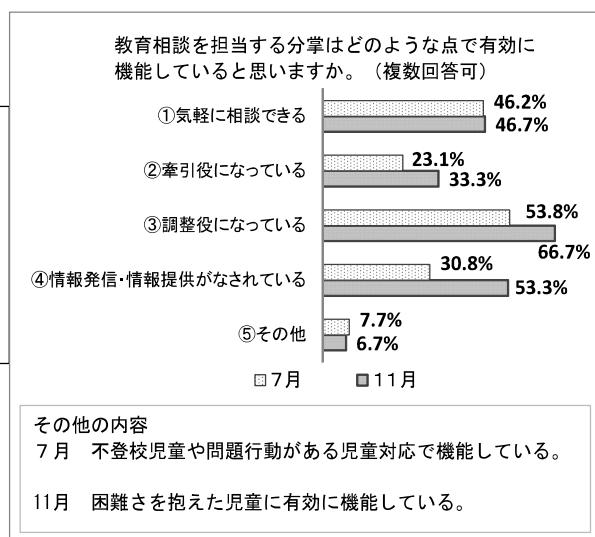


図45 教育相談係の有効な点

小規模校では一つの分掌を多くの人員で担当することは難しい。しかし、他の分掌と連携しながら活動を進め、教育相談コーディネーターが分掌間の調整役となることで学校全体での教育相談活動に結びつき、組織的な活動へつながっている。

(イ) 組織的な教育相談活動の実施について

本年度は、教育相談に関する定例会を教育相談係の係員に校長、教務主任、生徒指導部長を加えて月に1回実施し、情報共有を図った。7月と11月のアンケートでは、「あなたは、不登校等、配慮を要する児童の学年を越えた情報共有は必要であると思いますか。」との質問に全員が「(どちらかといえば)思う」と回答している(図46)。しかし、7月のアンケートでは、「あなたは、不登校等、配慮を要する児童の学年を越えた情報共有が図られていると思いますか。」との質問に「(どちらかといえば)思う」との回答は75.1%であり(図47)、教職員全体への情報共有という点では課題が残る結果であった。そこで、情報を記録し、その記録をまとめ、教育相談に関する定例会で報告した。その後、職員会議で教育相談コーディネーターが教育相談に関する定例会からの報告を行った。加えて、担任等から児童の情報を出し合い、情報を共有するようにした。しかし、11月のアンケートでは、同じ質問に「(どちらかといえば)思う」との回答が低下した(図47)。情報提供、情報共有については、まだまだ課題が残っており、各部と連携しながら、具体的な情報提供の方法について検討する必要がある。

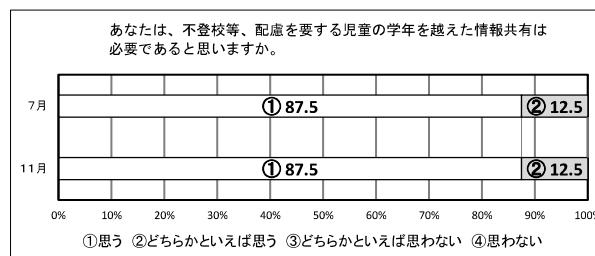


図46 学年を越えた情報共有の必要性

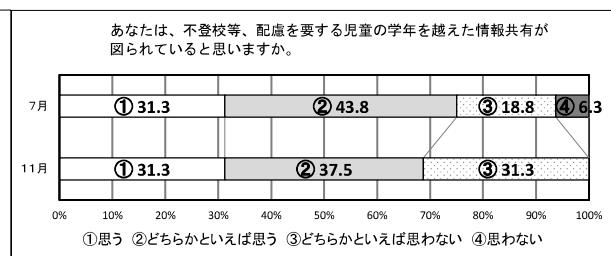


図47 学年を越えた情報共有の状況

その他、児童の実態を把握し、児童理解を深めるために、児童向け生活アンケートを10月に実施した(図48)。アンケートの後、各担任が気になる児童に対して面談を行ったが、集団下校等もあり、面談を行う時間の確保が難しく、次年度に向けての課題となった。

(イ) 個人カード「不登校等個人記録票」の作成について

欠席や別室登校の情報を記入する「不登校等個人記録票」を作成し、進級や中学校への引継ぎ資料として活用することとした。

7月のアンケートの「あなたは、個人カードの活用方法について共通理解が図られていますか。」(図49)や「あなたは、個人カードは児童の指導・支援に役立っていますか。」の回答結果から(図50)、「不登校等個人記録票」の共通理解や活用ができていないことが明らかになった。原因は、「不登校等個人記録票」は進級時の引継ぎに使用するものであるという認識であったため、情報共有に活用できていなかったことが考えられる。そこで、2学期から

生活アンケート				
年 組 姓 名	今あなたは元気ですか。下のしつ問についてあてはまるところに○をつけましょう。	とても思う	だいたい思う	あまり思わない
① 学校に行くのが楽しい。	とても思う	だいたい思う	あまり思わない	思わない
② 学校のペんきょうが楽しい。	とても思う	だいたい思う	あまり思わない	思わない
③ じぶん自分のことが好き。	とても思う	だいたい思う	あまり思わない	思わない
④ やりたいことに挑戦したいと思っている。	とても思う	だいたい思う	あまり思えない	思えない
⑤ 今までおもひで間には、いつしょに遊んだり、話をしたりできる友だちがいる。	とても思う	だいたい思う	あまり思えない	思えない
⑥ こまつったことや、いろいろな話ができる友だちがいる。	とても思う	だいたい思う	あまり思えない	思えない
⑦ こまつったことがあったら、先生にそりうだんできる。	とても思う	だいたい思う	あまり思えない	思えない
⑧ 家にいるときはほっとする。	とても思う	だいたい思う	あまり思えない	思えない
⑨ 家族が好き。	とても思う	だいたい思う	あまり思えない	思えない
⑩ 家の人はやさしい。	とても思う	だいたい思う	あまり思えない	思えない

図48 児童向け生活アンケート

「不登校等個人記録票」に支援の進捗状況を記入し、教育相談に関する定例会で報告の上、職員会議での情報共有に用いた。その結果、11月のアンケートでは、「あなたは、個人カードの活用方法について、職員間で共通理解が図られていると思いますか。」との質問（図49）や「あなたは、個人カードは児童の指導・支援に役立っていると思いますか。」との質問（図50）に「（どちらかといえば）思う」との回答が前者は31.3ポイント、後者は56.3ポイント上昇した。9月から11月までの期間、「不登校等個人記録票」を毎月の情報共有の手段の一つとして活用方法を改善したこと、短い期間の取組でも「不登校等個人記録票」が教職員の意識に浸透していった。定着するまでには至っていないが、「不登校等個人記録票」を提案するだけでなく、「不登校等個人記録票」に記載されている情報を集約し、定例会や職員会議で情報発信することでその有用性が向上すると考えられる。今後も更に「不登校等個人記録票」の活用方法を検討し、改良していく必要があると感じる。

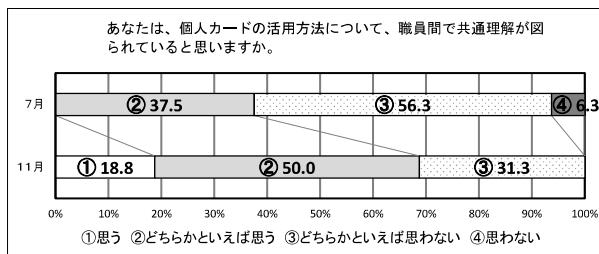


図49 個人カードの共通理解

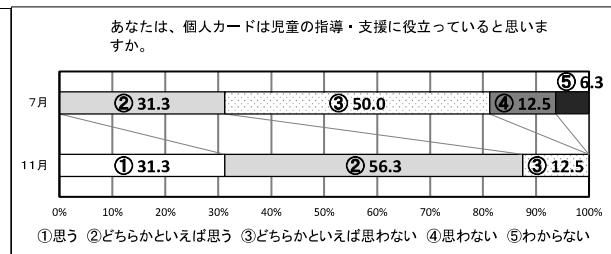


図50 個人カードの有用性

(4) 職員研修とケース会議の実施について

年間計画に、教育相談に関わる職員研修を盛り込んだ。夏期休業中には、教育研究所の訪問研修講座を受講し、中学校の教職員と共に不登校等未然防止のためのアサーショントレーニング等、開発的・予防的教育相談に関する教職員のスキルアップを図った（図51）。

10月にはインシデントプロセス法を用いたケース会議の手法を、教育相談係から教職員に伝達講習し、その後、その手法を用いて実際にケース会議を行った。これらの職員研修を通して、教職員の児童を深く理解しようとする意識が高まった。

11月のアンケートでは、教職員が希望する教育相談の職員研修のテーマとして、「教育相談に対する考え方」、「他校の教育相談体制」、「不登校傾向にある児童や気になる児童への支援」などが挙がっている。職員研修を行うことで、教職員の教育相談に対する意思統一が進み、見方や考え方方が深まり、教育相談体制づくりの後押しになると考える。

また、7月と11月のアンケートでは、「あなたは、悩みをもっていると思われる児童に気付いていますか。」（図52）との質問に、「（どちらかといえば）気付いている」との回答が上昇した。また、11月には「気付いていない」との回答も挙がっており、その理由として「児童の変化には気付いてい



図51 職員研修の様子

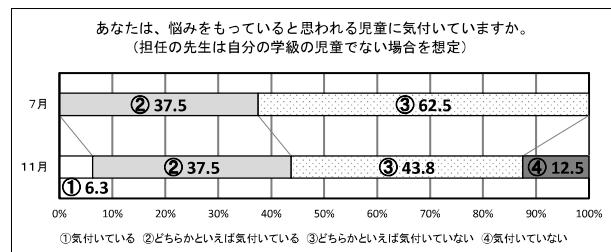


図52 児童への気付き

るが、悩みをもっているかは気付けない。」と述べられていた。このことは、教育相談に関する職員研修を実施したことで教育相談に対する理解が進み、教職員の児童観察に対する意識の深まりを意味するものと思われる。

ケース会議については7月と11月のアンケートで「あなたは、ケース会議が必要だと思いますか。」との質問に全員が「(どちらかといえば)思う」と回答し、教職員の誰もがその必要性を認めているところである(図53)。また、「ケース会議が必要だと思う理由を答えてください。」との質問に、ほとんどの項目で7月よりも11月が増加しており(図54)、職員研修等の取組から、ケース会議についての理解が深まっていることがうかがえる。小規模校であっても、情報共有を進め、有効な手立てや支援の方向性を検討するケース会議は必要であり、教職員が期待するものとなっている。

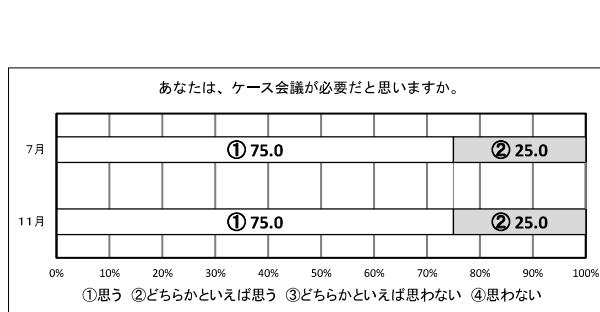


図53 ケース会議の必要性

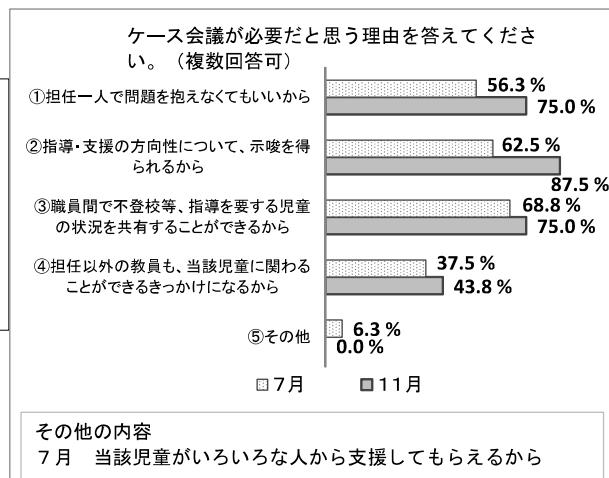


図54 ケース会議が必要な理由

(a) 開発的・予防的教育相談等の取組について

a アサーショントレーニングと呼吸法の活用について

本校の教育目標の重点項目である「挨拶」について、全校朝会で教育相談係から講話をを行い、アサーショントレーニングの手法を用いて児童の前でエクササイズを実施した(図55)。挨拶をするときには、心が伝わるように声を出して挨拶することをねらいとして指導した。その後、一層大きな声で挨拶ができるようになったり、今まで声が聞こえなかった児童から声が聞かれるようになるなど児童の様子に変容が見られた。

また、1年生を迎える会では、アイスブレイキングや構成的グループエンカウンターを利用した交流会をもった。

教育相談コーディネーターである養護教諭は、毎年9月と10月にけがが多くなる傾向のあることから、けがの発生を軽減させる取組として、全学級に保健指導でストレスマネジメントの手法を用いた呼吸法を指導した(図56)。指導後、児童は落ちついた様子で学校生活を送っている。運動会の直前やテスト前のストレスのかかる時に呼吸法をしている児童の姿が見られ、呼吸法が心地よく、呼吸法をしたいという児童の声が多く聞かれた。



図55 全校集会の様子



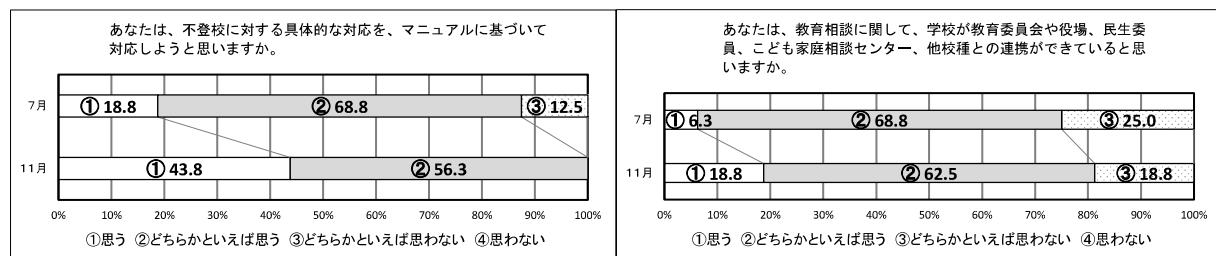
図56 呼吸法実施の様子

挨拶については、一時的な効果とならないよう、今後も継続した取組が必要であると考える。呼吸法についても、児童が自らストレスを感じたときに使えるよう、機会があるたびに指導していきたい。

b 本校独自のアンケート結果から

教育相談の活動方針の策定と合わせて、不登校に対する具体的な対応を示したマニュアルを策定した。7月と11月のアンケートでは、「あなたは、不登校に対する具体的な対応を、マニュアルに基づいて対応しようと思いますか。」との質問に、「(どちらかといえば)思う」との回答が、87.6%から100%に上昇した（図57）。これは、ほとんど登校できなかった児童が、マニュアルに基づいて組織的に対応してきた結果、少しずつ登校できるようになってきているという実践から、マニュアルが不登校児童に有効であるとの認識が高まったと考えられる。

また、7月と11月のアンケートから「あなたは、教育相談に関して、学校が教育委員会や役場、民生委員、こども家庭相談センター、他校種との連携ができていると思いますか。」との質問に、「(どちらかといえば)思う」との回答が上昇した（図58）。今後も、学校から外部機関や他校種に積極的に働きかけ、情報共有を図りながらより有用な連携となるよう取組を進めていかなければならない。



c 教育相談だより

教育相談係が、教育相談に関する研修を受けた際、教職員に伝達する手立てとして、また保護者懇談会のテーマである子育てに関する内容や教育相談に関する書籍の概要を伝える手段として、教職員向け教育相談だより「きらら」を発行している（図59）。

また、教育相談に関する研修の資料を回覧する際に、教職員の目にとまるように教育相談係が付箋でポイントを書き、教職員への情報提供や情報共有を図っている。

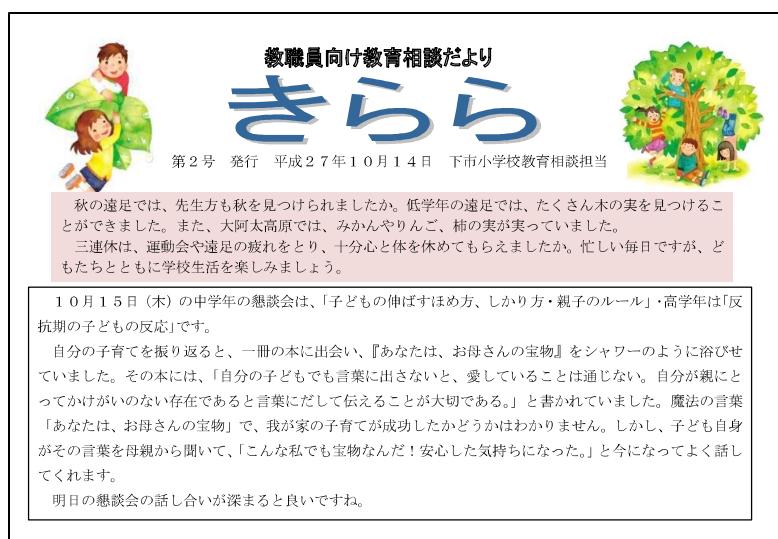


図59 教育相談だより

d 相談室の整備

以前から相談室はあったが、書架や金庫、教材が雑然と入った状態で、その隙間にテーブルを入れ小会議の場となっていた。そこで、児童が安心して過ごせる居心地のよい相談室としての環境を整えるため、SCの助言を取り入れて整備した（図60、表10）。



図60 相談室の様子

表10 相談室の整備

- ① 棚にはぬいぐるみや花を飾り、観葉植物を置き、無機質な空間から生き生きとしたぬくもりのある部屋にした。
- ② 来室した児童が本に親しめるように児童用図書を購入して置いた。
- ③ 絵を描いたり、作品を貼ったりできるようにホワイトボードを設置した。
- ④ 相談室手前を相談スペースにし、奥にはソファや畳を置き、ゆったりと活動ができるスペースを作った。
- ⑤ 外から見える窓にカーテン、入り口には開けても廊下から中が見えないように衝立を置き、プライバシーに配慮し、別室登校やSCとの面談に使用できるように環境を整えた。
- ⑥ 箱庭に代わるものとして市販の子供用の人形と家を相談室に置き、遊戯療法として活用している。
- ⑦ パソコンを設置し、児童の様子に合わせ、学習ソフトで楽しく学習が進められるようにしている。

エ まとめ

本校は、教育相談体制が未整備な学校であったが、平成26年度は教育相談係が校務分掌に位置付けられ、翌平成27年度からは教育相談係の係員として、教育相談コーディネーターが任命され、教育相談体制づくりに取り組んだ（図61）。様々な取組から、小規模校であっても、教育相談コーディネーターを位置付けることが、組織的な教育相談体制づくりを進める上で有用であることが分かった。

また、教育相談体制づくりに当たっては、教育相談に関する定例会を年間計画に組み入れ、個人カード等を活用しながら円滑に教職員間の情報共有を行い、指導や引継ぎが行えるようにしていくことが必要である。また、教職員の教育相談に対する意識の向上、スキルアップを図るために、教育相談に関する職員研修を計画的に開催していくことが大切である。さらに、必要に応じてケース会議を行い、学校だけでは対応しきれない事案には、関係機関と連携・協力し、支援や対応を行っていく必要がある。教育相談コーディネーターは、関係機関との窓口になり、積極的に連携していくことが重要である。

この2年間の取組の中、教育相談コーディネーターは中学校配置のSCと協力しながら、児童との関わりに悩む保護者とSCをつなぐことにも努めてきた。その結果、当初カウンセリングに理解を示さなかった保護者や教職員もその有効性を実感するようになり、最近では、保護者からのカウンセリングの申し込みも増加してきている。

教育相談係は今回の取組を振り返り、残された課題を見直しながら、更に継続してよりよい

教育相談体制づくりに取り組む必要がある。さらには担当者が変わってもその体制を維持できるよう後任を育成していくことも大切であると考える。

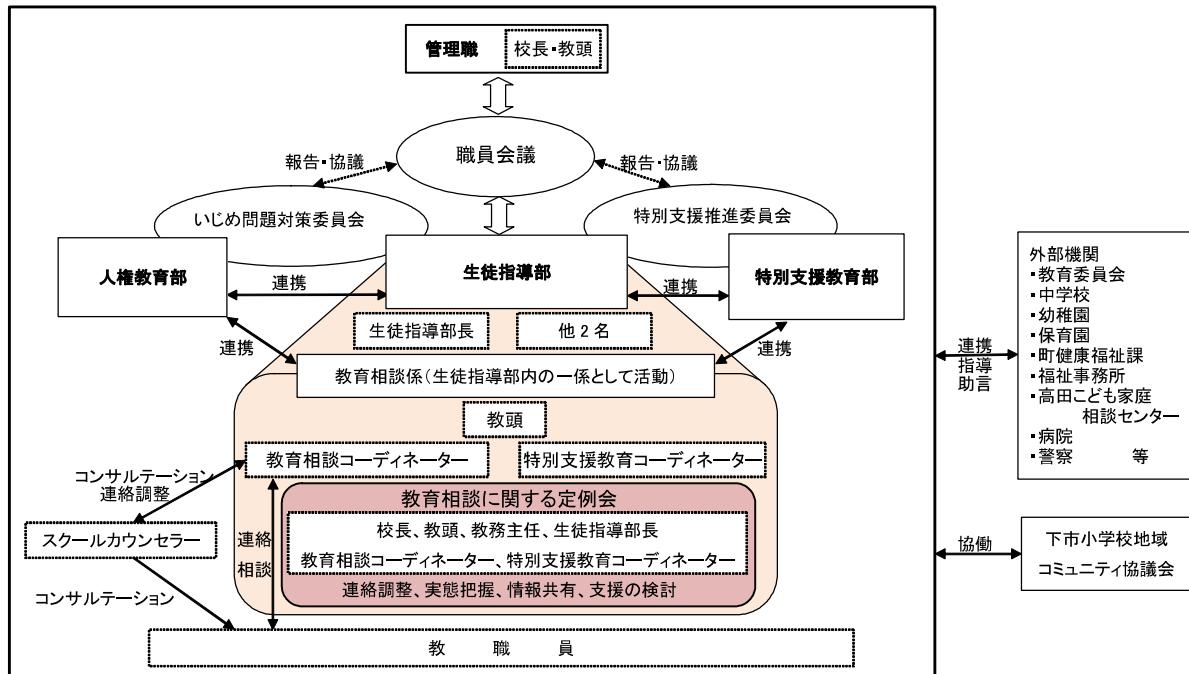


図61 平成27年度の教育相談体制（下市小学校モデル）

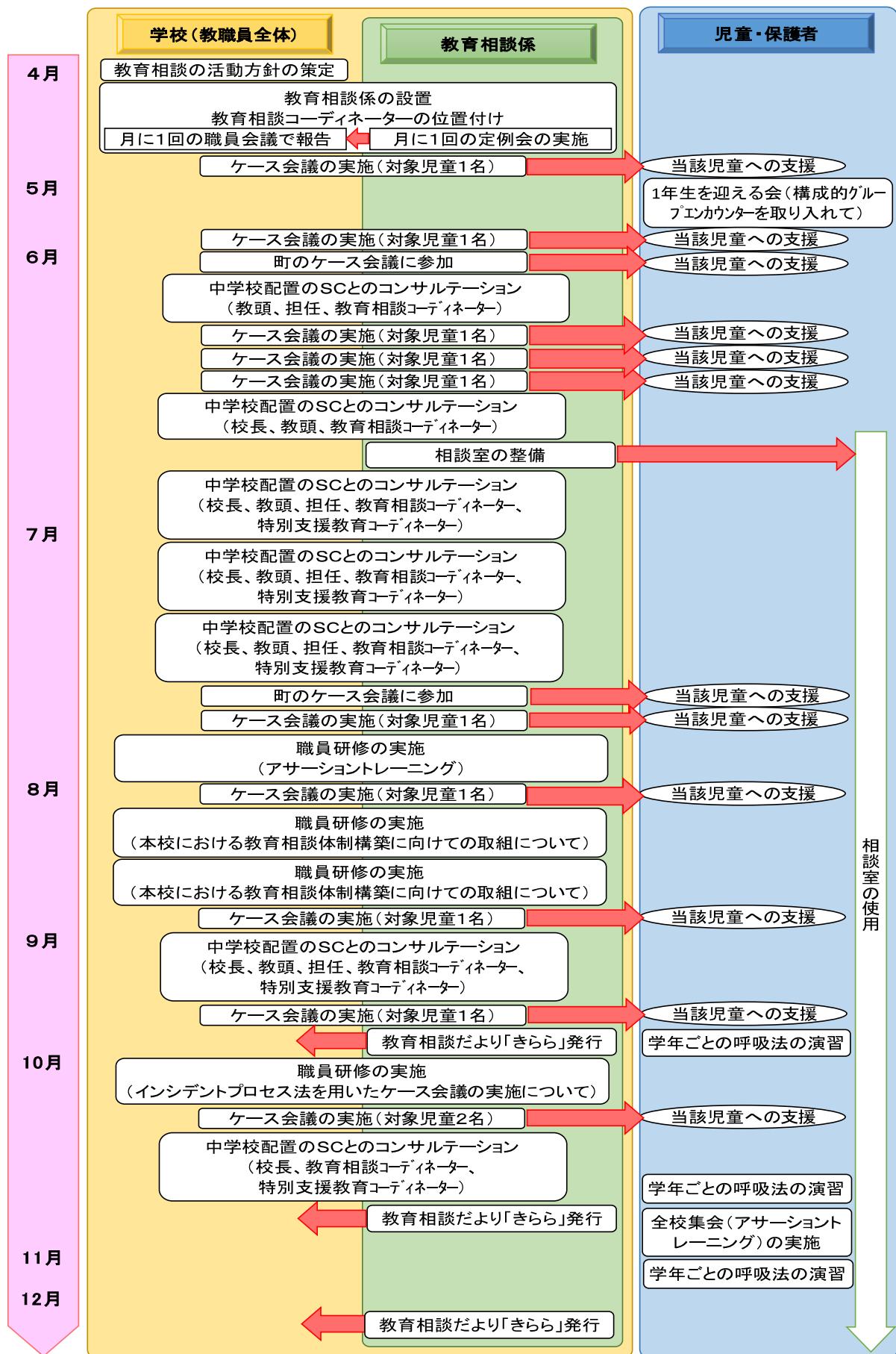


図62 平成27年度の取組（下市小学校モデル）

5 考察

各所属校において共通課題5項目を踏まえて策定された具体的方策を実践していく中で、所属校ごとに特徴的な取組が生まれた。

奈良市立二名小学校では、平成26年度末の総括を受けて、平成27年度から教育相談係が設置され、教育相談コーディネーターが位置付けられた。教育相談に関する活動方針が定められ、教育相談に関する職員研修が年間計画に組み込まれるなど、組織的な取組が進んだ。また、教職員向けの教育相談係だより「もんじゅのちえ」の発行や小規模の有志の教職員による勉強会「いっぽいっぽ」を継続的に実施した。さらに、SCが配置されているため、2年間の研究の過程で教育相談におけるSC活用の知見が多く蓄積されており、その効果的な活用や課題について詳細な検討がなされた。この取組は教育相談体制づくりだけではなく、今後、小学校へのSC配置がなされていく中で、その活用についての有用なモデルになると考える。

大和高田市立浮孔小学校では、平成26年度から教育相談係が設置された。同時に教育相談コーディネーターも位置付けられ、特別支援教育コーディネーターと共に教育相談の取組を進めた。組織的な活動を進めながら、これまでの取組の更なる充実として「まほうの深呼吸」を用いたストレスマネジメントを毎日の学校生活の中に定着させたり、また新たな取組として保健室に児童がくつろげるゴロゴロスペースを設けるなど、児童へのリラクゼーション効果を高めるための実践を充実させ、児童の心の安定を図る取組を行った。また、同じ中学校区の他の小学校の教育相談担当と連携して、小学校における呼吸法の実践を広め、足並みをそろえて中学校に接続する取組を進めている。校内の教育相談体制づくりだけでなく、地域の小中学校との教育相談に関する連携にも有用なモデルになると考える。

下市町立下市小学校では、平成26年度に中学校配置のSCとの調整を行うため、教頭と養護教諭が教育相談係として生徒指導部内に位置付けられた。平成27年度からは養護教諭が教育相談コーディネーターとして位置付けられ、校内の教育相談体制の牽引役になるとともに校種間連携や関係機関等との連携を担当した。職員研修の充実を図り、教職員向け教育相談だより「きらら」を発行するなど、教育相談の必要性について教職員への啓発に取り組んだ。またインシデントプロセス法を用いたケース会議を計画的に実施し、独自に作成した不登校対応マニュアルに沿って、児童への支援方法を検討し、教職員で情報を共有しながら教育相談活動を進めた。これらの取組から教育相談体制の有効性を教職員に示し、教育相談体制の構築を進めた。小規模校においては新たな分掌の設置や人員の配置は難しいが、既存の学校組織の中に教育相談体制を構築していく上での有用なモデルになると考える。

教育相談体制づくりの進捗状況が異なる三つの所属校において取組を進めた結果、全ての所属校で生徒指導部の中に教育相談を担当する分掌が設置され、それぞれの特徴を生かした教育相談体制の構築が進んだ。本研究をまとめるに当たり、5項目の共通課題の達成状況を把握するためにチェックシートを作成し、各所属校の教育相談体制における各項目の達成状況から取組の成果を確認することとした（表11、12、13）。

表11 奈良市立二名小学校の変容

	共通課題5項目	チェック内容	達成状況			H26年度末 時点	H27年12月 時点
			A	B	C		
1	教育相談活動の方針策定	教育相談に関する活動方針が教職員に周知されている	教育相談に関する活動方針が定められ、職員会議等において教職員への周知の機会を設けている	教育相談に関する活動方針が定められているが、教職員への周知の機会を設けていない	教育相談に関する活動方針が定められていない	C	A
2	分掌の位置付け	校務分掌の中に教育相談部(係)が設置されている	教育相談部(係)が設置され、教育相談担当者が位置付けられている	教育相談部(係)は設置されていないが、教育相談担当者は位置付けられている	教育相談部(係)は設置されておらず、教育相談担当者も位置付けられてない	C	A
3	組織的な教育相談活動の実施	教育相談部(係)会議が定期的に行われている	教育相談部(係)会議が定期的に行われている	教育相談部(係)会議は行われていないが、他の分掌の会議で定期的に教育相談の報告がされている	教育相談部(係)会議は行われておらず、他の分掌の会議でも教育相談の報告はされていない	B	A
4	個人カードの作成	教育相談に関する個人カードを用いて情報収集、発信が行われている	教育相談に関する統一様式の個人カードが作成され、担当分掌による情報収集、発信が行われている	教育相談に関する統一様式の個人カードは作成されていないが、担当分掌による情報収集、発信が行われている	教育相談に関する統一様式の個人カードは作成されておらず、教育相談に関する情報の収集、発信もなされていない	A	A
5	職員研修とケース会議の実施	教育相談に関する職員研修が年間計画に基づいて実施されている	教育相談に関する職員研修が年間計画に組み込まれ、実施されている	教育相談に関する職員研修が実施されているが、年間計画には組み込まれていない	教育相談に関する職員研修が実施されていない	B	A
		教育相談に関するケース会議が定期的に行われている	教育相談に関するケース会議が定期的に行われている	教育相談に関するケース会議は行われているが、定期的には行われていない	教育相談に関するケース会議は行われていない	B	B

表12 大和高田市立浮孔小学校の変容

	共通課題5項目	チェック内容	達成状況			H26年度末 時点	H27年12月 時点
			A	B	C		
1	教育相談活動の方針策定	教育相談に関する活動方針が教職員に周知されている	教育相談に関する活動方針が定められ、職員会議等において教職員への周知の機会を設けている	教育相談に関する活動方針が定められているが、教職員への周知の機会を設けていない	教育相談に関する活動方針が定められていない	A	A
2	分掌の位置付け	校務分掌の中に教育相談部(係)が設置されている	教育相談部(係)が設置され、教育相談担当者が位置付けられている	教育相談部(係)は設置されていないが、教育相談担当者は位置付けられている	教育相談部(係)は設置されておらず、教育相談担当者も位置付けられてない	A	A
3	組織的な教育相談活動の実施	教育相談部(係)会議が定期的に行われている	教育相談部(係)会議が定期的に行われている	教育相談部(係)会議は行われていないが、他の分掌の会議で定期的に教育相談の報告がされている	教育相談部(係)会議は行われておらず、他の分掌の会議でも教育相談の報告はされていない	B	A
4	個人カードの作成	教育相談に関する個人カードを用いて情報収集、発信が行われている	教育相談に関する統一様式の個人カードが作成され、担当分掌による情報収集、発信が行われている	教育相談に関する統一様式の個人カードは作成されていないが、担当分掌による情報収集、発信が行われている	教育相談に関する統一様式の個人カードは作成されておらず、教育相談に関する情報の収集、発信もなされていない	B	B
5	職員研修とケース会議の実施	教育相談に関する職員研修が年間計画に基づいて実施されている	教育相談に関する職員研修が年間計画に組み込まれ、実施されている	教育相談に関する職員研修が実施されているが、年間計画には組み込まれていない	教育相談に関する職員研修が実施されていない	C	B
		教育相談に関するケース会議が定期的に行われている	教育相談に関するケース会議が定期的に行われている	教育相談に関するケース会議は行われているが、定期的には行われていない	教育相談に関するケース会議は行われていない	C	A

表13 下市町立下市小学校の変容

	共通課題5項目	チェック内容	達成状況			H26年度末 時点	H27年12月 時点
			A	B	C		
1	教育相談活動の方針策定	教育相談に関する活動方針が教職員に周知されている	教育相談に関する活動方針が定められ、職員会議等において教職員への周知の機会を設けている	教育相談に関する活動方針が定められているが、教職員への周知の機会を設けていない	教育相談に関する活動方針が定められていない	C	A
2	分掌の位置付け	校務分掌の中に教育相談部(係)が設置されている	教育相談部(係)が設置され、教育相談担当者が位置付けられている	教育相談部(係)は設置されていないが、教育相談担当者は位置付けられている	教育相談部(係)は設置されておらず、教育相談担当者も位置付けられてない	A	A
3	組織的な教育相談活動の実施	教育相談部(係)会議が定期的に行われている	教育相談部(係)会議が定期的に行われている	教育相談部(係)会議は行われていないが、他の分掌の会議で定期的に教育相談の報告がされている	教育相談部(係)会議は行われておらず、他の分掌の会議でも教育相談の報告はされていない	C	A
4	個人カードの作成	教育相談に関する個人カードを用いて情報収集、発信が行われている	教育相談に関する統一様式の個人カードが作成され、担当分掌による情報収集、発信が行われている	教育相談に関する統一様式の個人カードは作成されていないが、担当分掌による情報収集、発信が行われている	教育相談に関する統一様式の個人カードは作成されておらず、教育相談に関する情報の収集、発信もなされていない	C	A
5	職員研修とケース会議の実施	教育相談に関する職員研修が年間計画に基づいて実施されている	教育相談に関する職員研修が年間計画に組み込まれ、実施されている	教育相談に関する職員研修が実施されているが、年間計画には組み込まれていない	教育相談に関する職員研修が実施されていない	C	A
		教育相談に関するケース会議が定期的に行われている	教育相談に関するケース会議が定期的に行われている	教育相談に関するケース会議は行われているが、定期的には行われていない	教育相談に関するケース会議は行われていない	B	A

また、三つの所属校で教育相談体制構築に向けて行ったそれぞれの取組の中で、共通する取組をまとめた（表14）。これは、教育相談体制が未整備な小学校において教育相談体制を構築していく上での指標になると考える。

表14 教育相談体制構築への指標

1 教育相談の活動方針の策定

全教職員が協調して教育相談を進めていくための活動方針を策定する。教職員へは機会を捉えて活動方針についての説明をすることが必要である。

2 教育相談担当分掌（係）の設置

生徒指導部をはじめとする各分掌と密に連携を図りながら、学校体制として教育相談を進めていくための担当分掌（係）を設置する。

3 教育相談コーディネーターの位置付け

牽引役・調整役として学校全体を見渡して教育相談を進めていく教育相談コーディネーターを位置付ける。

4 教育相談担当分掌（係）の定例会の実施

生徒指導部、特別支援教育部、各学年部との連携を図りながら、情報を収集・発信するために、月に1回以上教育相談担当分掌（係）の定例会を実施する。

5 教育相談に関する個人カードの作成

教育相談に関する情報を1か所に集約し、その集約された情報を分掌会議や職員会議で発信するとともに、ケース会議の資料や進級時の引継ぎに使用するための個人カードを作成する。

6 職員研修の実施

教育相談に関する個々の教職員の知識やスキルを高めるために、職員研修を実施する。教職員のニーズや学校の課題に基づいた年間計画を作成し、計画的に実施することにより効果が高まる。

7 ケース会議の実施

個々の教職員だけで児童・保護者への対応方法を考えるのではなく、多方面から児童の見立てを行い対応策を検討するために、校内の関係分掌、校外の関係機関と連携しながらケース会議を実施する。資料作成の時間が短縮でき、効率よく事例の検討ができるインシデントプロセス法を利用することも有効である。

8 カウンセラーとの連携

S C、校区内の中学校の S C、市町村教育委員会に配置されたカウンセラーとの連携を深め、児童や保護者をカウンセリングにつなぐとともに、教職員に対するコンサルテーションの実施を進める。

9 予防的な視点からの教育相談の取組

S Cによる児童観察、ストレスマネジメントの手法を取り入れたワーク、アサーショントレーニング等を実施し、予防的な視点からの取組を進める。

6 おわりに

多様化する問題に対して適切に対応していくためには、一人一人の児童に多くの教職員が関わり、情報を共有し、ケース会議等で様々な支援の方法を検討し、学校体制として教育相談の取組を進めていくことが重要である。しかし、小学校においては、児童の学校不適応等の問題について、学級担任が一人で対応することが多く、学年や学校としての共通理解が十分に図られにくい状況にあると思われる。奈良市立二名小学校、大和高田市立浮孔小学校、下市町立下市小学校では、教育相談担当分掌の設置とともに、教育相談を中心となって進めていく教育相談コーディネーターが位置付けられた。当初はなかなかその役割が教職員全体に浸透せず、学校体制としてうまく機能していない状況にあったが、各所属校毎の状況や教職員からの要望に応じた取組を進めることで、教職員に学校体制で教育相談の取組を進めるこの意味や重要性が伝わり、その有用性についての認識が高まりつつある。

今後も学校内外の連絡調整役としての役割を果たしながら、教育相談コーディネーターとしてのスキルを向上させ、教育相談体制の充実に向けて牽引していくことが望まれる。

さらに、教育相談体制が構築された後も、その体制を学校に定着させるためには、新着任教員への会議や研修等を通じての周知と、教育相談コーディネーターの後任の育成が必要であり、その仕組みを教育相談体制の中に作り上げていくことが次の課題であるといえる。

最後に、本研究は県小学校生徒指導研究会に御配慮をいただき進めることができました。ここに厚く御礼申し上げますとともに、本研究成果についての啓発に御協力願いたいと考えています。

参考文献

- (1) 文部科学省（2015）『平成26年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について』
- (2) 文部科学省（2014）『平成25年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』

について』

- (3) 文部科学省 (2013) 『平成24年度「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」について』
- (4) 文部科学省 (2010) 『生徒指導提要』
- (5) 山口県教育委員会 (2010) 「不登校対策にかかるQ&A集－不登校の未然防止ときめ細かな支援に向けて－資料編」
<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cmsdata/e/9/8/e98818b434f54f8aaf4fdf6a957ae864.pdf>
- (6) 田中和代 (2015) 「ワークシート付きアサーショントレーニング－自尊感情をもって自己を表現できるための30のポイント－」黎明書房
- (7) 八巻寛治 (2014) 「構成的グループエンカウンターミニエクササイズ56選」明治図書
- (8) 森下道男、宮廻なをみ (2012) 「学校教育相談体制の在り方について－学校教育相談体制の構築から検証に至る取組の一考察－」『奈良県立教育研究所 平成23年度研究紀要・研究集録』
http://www.nps.ed.jp/nara-c/gakushi/kiyou/h23/2_kiyou_soudan.pdf
- (9) 和束栄美、久保智子、宮廻なをみ、北口嘉憲、福西友子 (2013) 「学校教育相談コーディネーターが要となる教育相談の進め方」『奈良県立教育研究所 平成24年度研究紀要・研究集録』
http://www.nps.ed.jp/nara-c/gakushi/kiyou/h24/11._puro2.pdf
- (10) 中岡美和、松岡光子、宮廻なをみ、北口嘉憲、福西友子 (2014) 「学校教育相談コーディネーターが要となる教育相談の進め方」『奈良県立教育研究所 平成25年度研究紀要・研究集録』
http://www.nps.ed.jp/nara-c/gakushi/kiyou/h25/syuroku10_H25.pdf